

壬生町次世代育成支援行動計画
(後期行動計画)

すこやか みぶっこ 育成プラン

みんなで育てよう～ 未来を担う みぶっこたち ～

平成 22 年 3 月

壬 生 町

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の策定方法	6
第6節 計画の推進	7

第2章 壬生町の現状

第1節 人口・世帯等の状況	8
第2節 保育等の状況	12

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的視点	15
第2節 基本理念	15
第3節 基本目標	16
第4節 施策の体系	17

第2部 各論

第1章 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

第1節 児童の健全育成の推進	21
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	25
第3節 家庭や地域の教育力の向上	28
第4節 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進	30

第2章 母性並びに子どもの健康の支援の推進

第1節 子どもや母親の健康の確保	31
第2節 思春期保健の充実	35
第3節 小児医療体制の整備	36
第4節 食育の推進	38
第5節 不妊対策の推進	39

第3章	安心して子育てできる生活環境の整備	
第1節	子育て家庭の住環境の整備	40
第2節	安全な道路・交通環境の整備	40
第3節	防犯環境の整備	42
第4節	仕事と子育ての両立の推進	43
第5節	男女共同による子育ての推進	45
第4章	子ども等の人権・安全の確保	
第1節	児童虐待の予防・対応の推進	46
第2節	交通安全・防犯対策の推進	47
第3節	子どもの人権擁護の推進	49
第4節	青少年健全育成の推進	50
第5章	保護を必要とする児童・家庭への支援の推進	
第1節	ひとり親家庭の自立支援	52
第2節	障がい児及び家庭への支援	53
第6章	地域における子育て支援の推進	
第1節	多様なニーズに対応する保育サービスの充実	56
第2節	親子の居場所づくりの推進	61
第3節	子育て相談・指導・情報提供体制の整備	62
第4節	子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成	64
資料		
1	壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱	67
2	壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿	69
3	壬生町次世代育成支援行動計画策定部会委員名簿	69
4	計画策定の経緯	70

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成2年には、合計特殊出生率（注1）が、ひのえうまの年である昭和41年の1.58を下回る、いわゆる「1.57ショック」が起こり、少子化が一般的に認識されるようになりました。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）を策定し、平成14年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。

さらに、平成19年12月には就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決に向け、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。ここでは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として同時並行的に取り組むことが必要不可欠だとする新たな対策の方向性が示されています。

このような中、本町においては、子どもを安心して生み育てることができる町、子どもが健やかに育つことができる町を目指し、平成17年3月、「すこやか みぶっこ 育成プラン」（前期計画）を策定し、各種施策を推進してきました。

本計画は、「すこやか みぶっこ 育成プラン」の後期計画として、前期計画で定められた基本理念や事業目標等を基に、事業進捗状況とその成果を整理・検討するとともに、今後求められる課題に対する取り組みを体系化し、次代を担う世代を健やかに育てるための本町の行動指針として策定するものです。

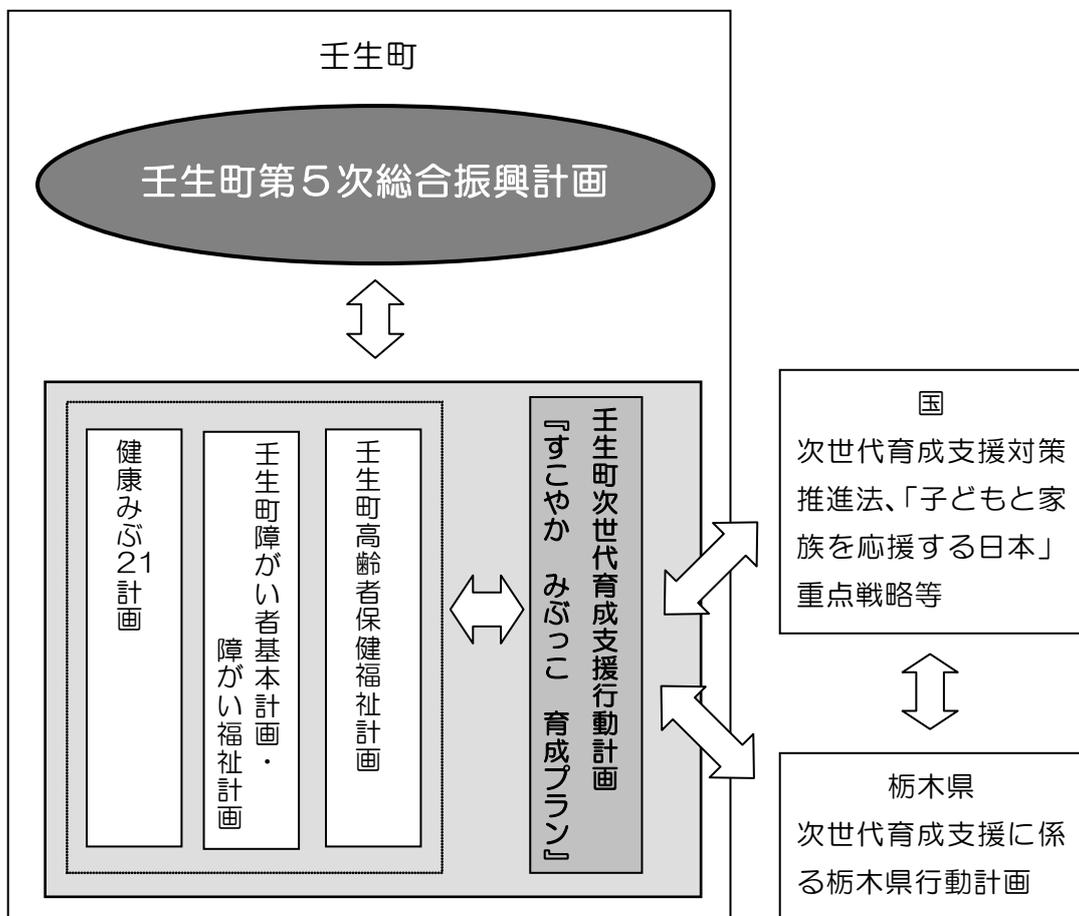
（注1）合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示します。

第2節 計画の性格

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく計画であり、本町における子育て支援の基本的方向を示すとともに、子育てに関わる様々な具体的施策を進めていくための基本的かつ総合的な計画です。

また、本計画は「壬生町第5次総合振興計画」(平成18年度～27年度)を実現する具体的な方策のひとつとして位置付けられるものであり、計画の推進にあたっては「壬生町高齢者保健福祉計画」や「壬生町障がい者基本計画・障がい福祉計画」など関連計画との整合を図りつつ進めていくものとし、今後策定される関連計画に対しても、本計画の理念や方向性を十分反映するよう働きかけていくものとしします。

【関連計画等との関係図】



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。
 ただし、本町における最上位計画である「壬生町第5次総合振興計画」の前期基本計画が平成22年度をもって最終年度を迎えることから、新たに策定される後期基本計画との整合を図ることも重要であり、また、社会・経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

【本計画及び関連計画の期間】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
壬生町次世代育成支援行動計画 『すこやか みぶっこ 育成プラン』	前期計画						
		見直し	本計画(後期計画)				
壬生町第5次総合振興計画	前期基本計画				後期基本計画		
壬生町高齢者保健福祉計画		第4期計画			第5期計画		
壬生町障がい者基本計画							
壬生町障がい福祉計画		第2期計画			第3期計画		
健康みぶ21計画	第1期計画			第2期計画			

第4節 計画の対象

本計画は、18歳未満の子ども、特に乳幼児、小学校低学年の児童とその家族を対象とします。

【児童福祉法における「児童」の定義】

第四条	この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
一	乳児 満一歳に満たない者
二	幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
三	少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

【本計画における障がい者（児）の定義】

本計画における障がい者（児）の定義は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」、障害者基本法の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」及び、発達障害者支援法第2条に規定されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」を対象とします。

なお、本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記します。

第5節 計画の策定方法

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、住民や関係機関で組織した「壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会」において計画の協議、検討を行いました。また、庁内の組織として、関係所管課で構成する「壬生町次世代育成支援行動計画策定部会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

2 ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、平成21年1月、就学前児童や小学校児童を持つ保護者に対して郵送配布・郵送回収による「次世代育成支援に関するニーズ調査」を下表のとおり実施しました。調査は国から示された調査事項に基づいて行い、調査結果は報告書としてまとめました。

【調査の概要】

調査対象	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
調査方法	郵送配布、郵送回収	
配布数	1,000	500
回収数	527	255
回収率	52.7%	51.0%
調査期間	平成21年1月15日～平成21年1月30日	

3 パブリックコメントの実施

本計画の素案を平成22年1月にホームページ等で公開し、計画に対する住民の意見を募集し、計画に反映させました。

第6節 計画の推進

1 庁内推進体制の構築

健康福祉課を中心に、関係所管課との連携・調整・情報の収集等を行い、全庁的な取り組みを図ります。

2 関係機関・団体等との連携

児童相談所、健康福祉センター、保育・教育関係機関、医療機関、警察等との連携・協力関係をより一層強化し、多岐にわたる支援策を総合的に推進します。

3 民間、住民との連携

民間企業等との連携を強化し、就労環境の改善やその他の施策の推進への協力関係を築きます。また、子育てに関わる住民団体・組織及び一般住民と協働し、地域全体で、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を推進します。

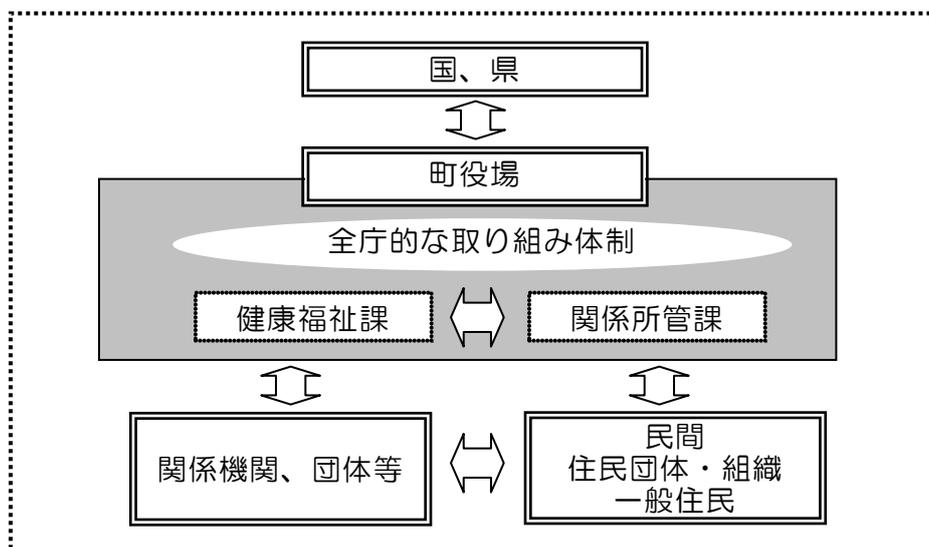
4 国、県との連携

国、県との緊密な連携を図り、国や県の施策の導入等により、円滑な推進を図ります。

5 進捗状況の公表

住民、学校、地域社会、団体、企業等の各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠であることから、計画の進捗状況を毎年調査し、公表します。

【計画の推進体制図】



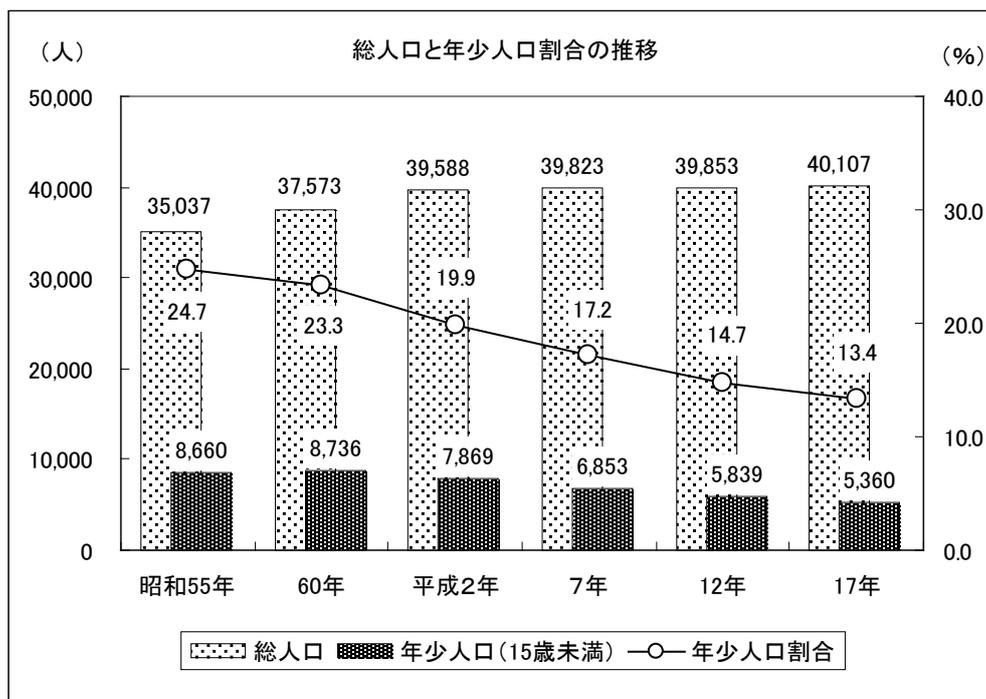
第2章 壬生町の現状

第1節 人口・世帯等の状況

1 総人口と年少人口割合の推移

本町の総人口は昭和55年以降増加しており、昭和55年の35,037人と比べて、直近の国勢調査である平成17年では40,107人と5,000人弱の増加となっています。しかし、平成2年以降、その増加の傾向はそれ以前と比べて緩やかなものとなり、昭和55年から平成2年までの10年間で4,000人を超える増加が見られたのに対して、平成2年以降は平成17年までで500人程度の増加にとどまっています。

15歳未満の年少人口について見ると、昭和55年から昭和60年まではやや増加しているものの、昭和60年以降は減少を続けており、昭和55年の8,660人と比べて、平成17年では5,360人と3,000人以上の減少となっています。また、総人口に占める年少人口の割合についても同様に減少を続けており、昭和55年が24.7%であったのに対して、平成17年では13.4%となっています。

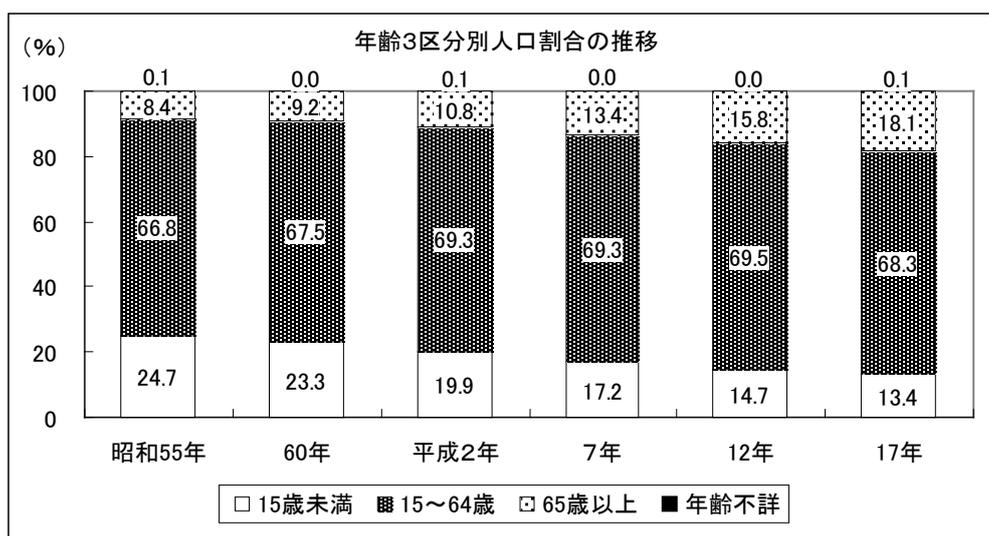


資料：国勢調査

2 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は減少し続けており、昭和55年の24.7%に対して、平成17年では13.4%となっています。

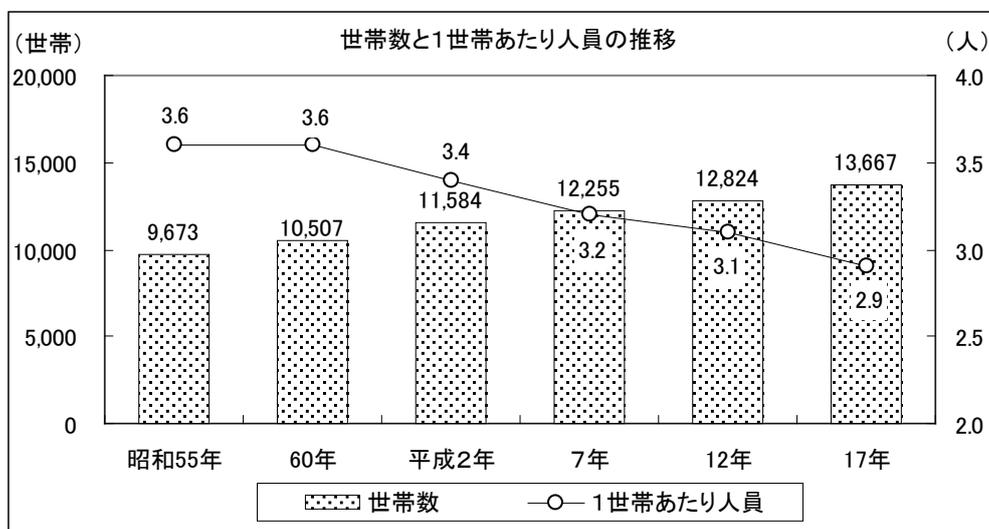
一方、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は増加を続けており、昭和55年の8.4%に対して、平成17年では18.1%と2倍以上増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査

3 世帯数と1世帯あたり人員の推移

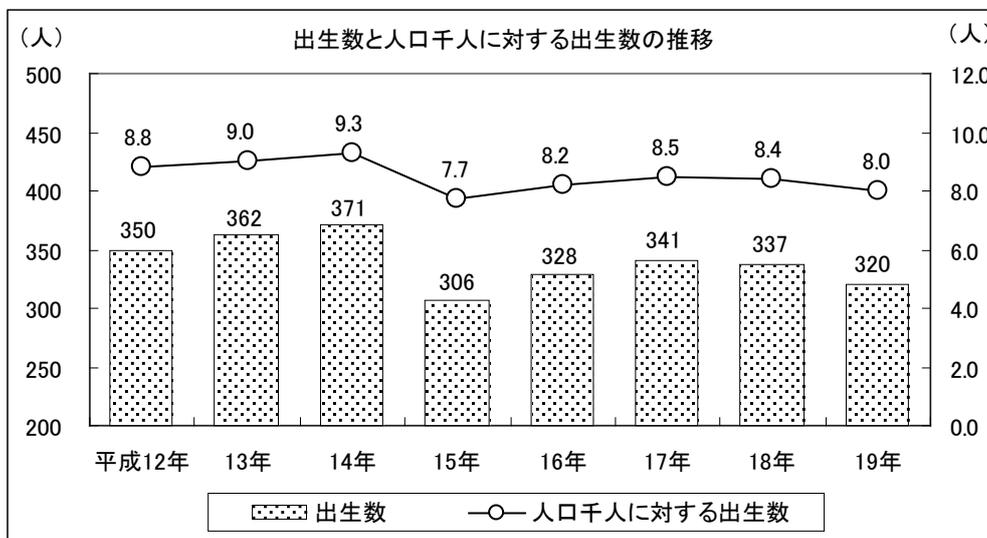
本町の世帯数は昭和55年以降一貫して増加し続けています。しかし、その伸び率が人口の伸び率を上回っていることから、1世帯あたりの人員は逆に減少を続けており、核家族化の進行や単独世帯の増加がうかがえます。



資料：国勢調査

4 出生数の推移

出生数については、平成12年以降300人台を推移しています。人口千人に対する出生数については、平成12年から平成14年にかけて増加傾向にあり、9人前後を推移していましたが、平成15年には7.7人と減少し、以降8.5人を下回っています。

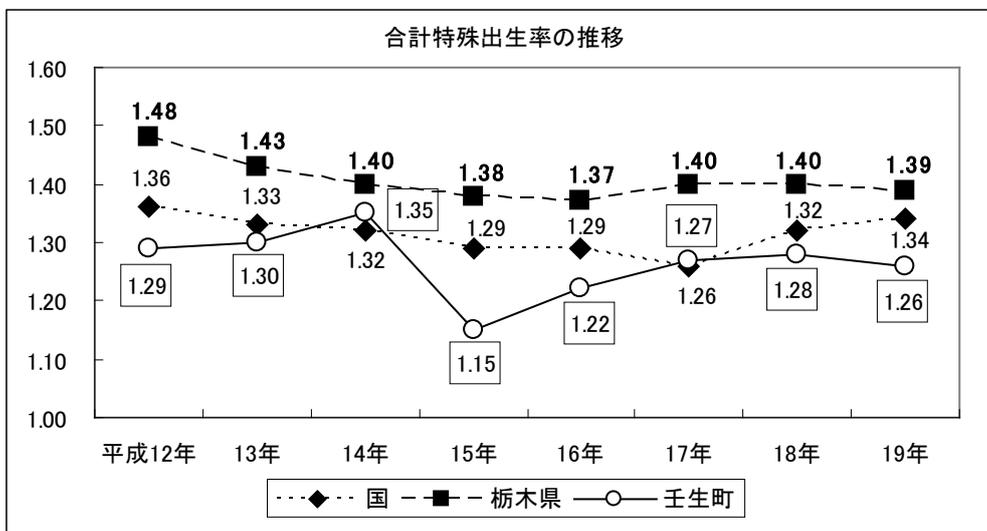


資料：栃木県保健統計年報

5 合計特殊出生率の推移

現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は概ね2.08とされています。このような中、栃木県では、平成12年で1.48、その後さらに減少し、平成19年では1.39となっています。

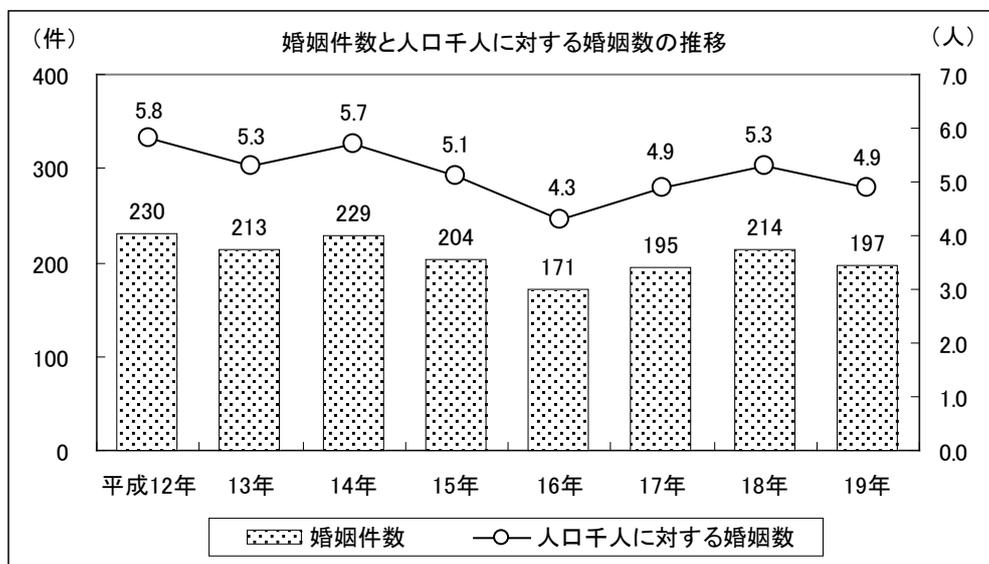
一方、本町の合計特殊出生率を見ると、栃木県と比べてさらに低く推移し、平成19年では1.26となっています。



資料：栃木県保健統計年報

6 婚姻数の推移

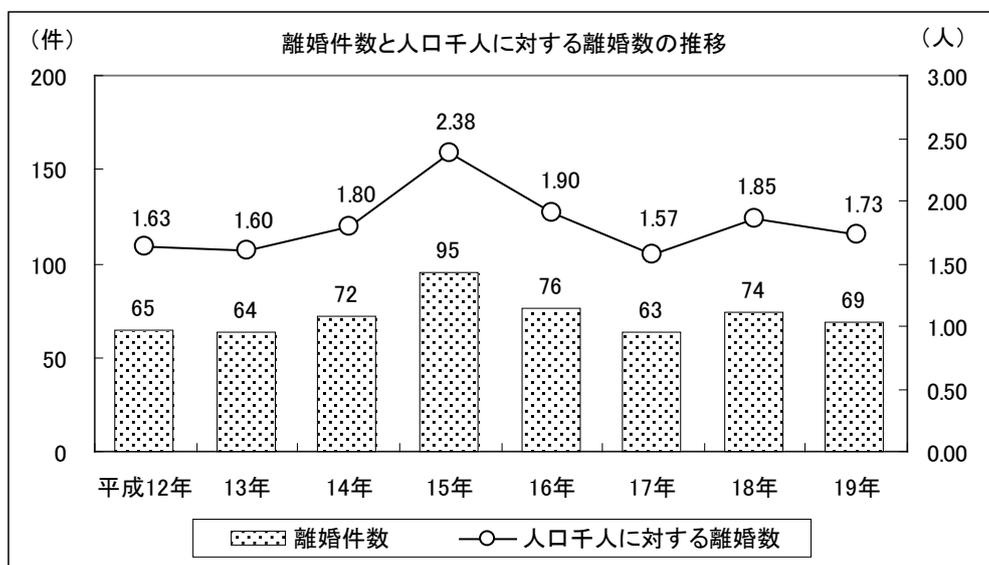
本町の婚姻件数については、200件前後を推移しています。一方、人口千人に対する婚姻数については、平成12年から平成16年にかけて減少傾向でしたが、その後やや増加し、平成19年には4.9人となっています。



資料：栃木県保健統計年報

7 離婚数の推移

本町の離婚件数については、平成15年に95件と他の年と比べて多くなっているのを除き、60件から70件台を推移しています。一方、人口千人に対する離婚数については、平成15年の2.38人を除き1.60人から1.90人と1人台後半を推移しています。



資料：栃木県保健統計年報

第2節 保育等の状況

1 保育園児の総数

平成21年4月1日現在、壬生町には9か所（公立5、私立4）の認可保育園があり、入園児数は716人です。

また、定員に対する入園率は、平成17年以降一貫して100%を超えています。

【認可保育園定員数等の状況】

（平成21年4月1日現在）

区 分	公 立	私 立	合 計
保育園数（か所）	5	4	9
定員数（人）	340	360	700
入園児数（人）	309	407	716

資料：健康福祉課

【認可保育園定員数等の推移（受託児含）】

（各年4月1日現在）

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
保育園数（か所）	8	9	9	9	9
定員数（人）	640	700	700	700	700
入園児数（人）	644	715	721	709	716
入園率（注1）（%）	100.6	102.1	103.0	101.3	102.3

（注1）入園率：定員数に占める入園児数の比率を示します。

資料：健康福祉課

2 保育園利用率の推移

平成17年と比較して平成21年では0～5歳人口が減少しているのに対して、保育園児総数は増加していることから、認可保育園の利用率は、平成17年の29.4%から平成21年では35.5%と増加しています。

【0～5歳人口と認可保育園利用率】

（各年4月1日現在）

区 分	0～5歳人口（人）	保育園児総数（人）	利用率（%）
平成17年	2,105	618	29.4
平成18年	2,104	681	32.4
平成19年	2,075	702	33.8
平成20年	2,079	700	33.7
平成21年	2,022	717	35.5

資料：健康福祉課

3 待機園児数の推移

認可保育園の待機児童数は平成 17 年以降では 1 人もいません。

【認可保育園待機児童数の推移】 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
待機児童数 (人)	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課

4 低年齢児保育の状況

低年齢及び 0 歳児保育は、9 か所で行っており、平成 21 年 4 月 1 日現在、低年齢児保育園児数は 259 人、0 歳児保育園児数は 34 人となっています。

【認可保育園の低年齢児保育の状況 (受託児含)】 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
低年齢児保育実施園数 (か所)	8	9	9	9	9
0 歳児保育実施園数 (か所)	8	9	9	9	9
低年齢児保育園児数 (人)	214	256	268	258	259
0 歳児保育園児数 (人)	21	33	36	24	34

資料：健康福祉課

5 時間延長型保育の状況

時間延長型保育は、6 か所で行っており、利用者数は平成 17 年の 108 人から平成 20 年では 299 人と 3 倍近くの増加となっています。

【時間延長型保育の実施園・延長保育利用者数】 (各月平均利用者数の計÷12)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
実施保育園数 (か所)	5	6	6	6	6
延長保育利用者数 (人)	108	144	297	299	320

平成 21 年は見込み数

資料：健康福祉課

6 幼稚園児の総数

平成 21 年 5 月 1 日現在、私立の幼稚園は 5 か所あり、在園児数は 626 人となっています。在園児数、利用率のいずれも平成 17 年以降横ばいで、在園児数は 650 人前後、利用率は 60% 前後となっています。また、預かり保育と長期休業日の預かり保育については、本町におけるすべての私立幼稚園で実施しています。

【幼稚園の状況】 (平成 21 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	合 計
園数 (か所)	0	5	5
定員数 (人)	0	1,035	1,035
在園児数 (人)	0	626	626

資料：学校教育課

【幼稚園の定員数・在園園児数等の推移】 (各年 5 月 1 日現在)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
園数 (か所)	5	5	5	5	5
定員数 (人)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
在園児数 (人)	621	632	636	654	626
利用率 (注) (%)	57.7	57.8	59.3	60.3	58.8

(注) 利用率：3～5歳人口に占める在園児の割合を示します。

資料：学校教育課

【幼稚園の預かり保育及び長期休業日預かり保育の実施園数】 (各年 5 月 1 日現在)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
園数 (か所)	5	5	5	5	5

7 学童保育の状況

学童保育は、平成 20 年より 6 か所に増え、平成 17 年の 134 人に対して、平成 21 年では 286 人となっています。

【学童保育の状況】 (各年 5 月 1 日現在)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
実施か所 (か所)	4	4	5	6	6
在籍児童数 (人)	134	175	254	303	286

資料：健康福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的視点

本計画は、以下の3つを重要な視点として策定しました。

未来を担う子どもを支援する視点	子どもの幸せを考え、子どもの利益が尊重されるように配慮するとともに、次代の親づくりという長期的視点に立った子どもの健全育成の取り組みが必要とされます。
すべての家庭の子育てを支援する視点	多様な子育て支援ニーズに対応し、安心してサービスが利用できる環境の整備への取り組みが必要とされます。また、男女が協力して子育てを行うことや子育てと仕事の両立、子育ての孤立化などへの対応も必要とされます。
地域社会全体で子育てを支援する視点	地域の特性を踏まえ、様々な社会資源を有効的に活用し、地域社会全体で取り組むことが必要とされます。

第2節 基本理念

本町では前期計画において、3つの基本的視点のもと以下の3つを基本理念に掲げ、各種子育て支援施策を推進してきました。本計画においても、一貫性の観点から前期計画と同じ基本理念とし、引き続き取り組みを進めていきます。

1 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり	すべての子どもが健やかに成長するための環境を整備するとともに、思いやりや主体性・自立を促し、次代を担う子どもの豊かな心を育むことが出来るように支援します。
2 すべての家庭で安心して生み育てることができる環境づくり	すべての家庭で安心して生み育てることが出来、子育ての喜びが実感されるように、出産・子育ての障害を軽減するように支援します。
3 子育てにやさしい地域の環境づくり	子どもと親がのびのび暮らす環境を整備するために、地域の社会資源を有効的に活用し、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支援します。

【本計画のスローガン】

みんなで育てよう
～未来を担う みぶっこたち～

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標 1	子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備
---------------	----------------------------------

家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会が連携し、子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できるよう教育環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

基本目標 2	母性並びに子どもの健康の支援の推進
---------------	--------------------------

親の心身の健康を保持し、安心して生み育てることができ、子どもが健康的な生活が送れるよう母子保健を中心とした保健医療環境を整備するとともに、不慮の事故や疾病等に的確に対応します。

基本目標 3	安心して子育てできる生活環境の整備
---------------	--------------------------

多くの保護者が抱えている子育てへの不安や負担を軽減するため、子育てに適した住居環境、安全・安心に配慮したまちづくり、仕事と子育ての両立支援などを推進し、安心して子育てできる生活環境を整備します。

基本目標 4	子ども等の人権・安全の確保
---------------	----------------------

子ども等を交通事故や犯罪から守るため、保育園・幼稚園、学校、警察、地域が協力・連携し、子ども等の人権や安全が確保できる施策を推進するとともに、社会問題となっているいじめや児童虐待の防止・対応を地域全体で取り組みます。

基本目標 5	保護を必要とする児童・家庭への支援の推進
---------------	-----------------------------

ひとり親家庭の自立や障がい児及びその家庭への支援など援護を必要とする子どもや家庭のための施策を推進します。

基本目標 6	地域における子育て支援の推進
---------------	-----------------------

子育ては家庭が基本であるとともに、子どもは地域の宝であるという考えに立ち、本町の社会資源を有効活用し、地域全体で子育てを支援するための施策を推進します。

第4節 施策の体系

みんなで育てよう
～未来を担う みぶっこたち～

基本理念

- 1 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり
- 2 すべての家庭で安心して生み育てることができる環境づくり
- 3 子育てにやさしい地域の環境づくり

基本目標	主要課題	課題に対する施策
1 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備	1 児童の健全育成の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の体験活動の推進 2 スポーツ・イベントによる心身の育成の推進 3 文化活動による心の育成の推進 4 世代間交流の推進 5 経済的支援の推進
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 特色ある学校づくりの推進 2 国際交流の推進 3 地域に開かれた学校づくりの推進 4 経済的支援の推進
	3 家庭や地域の教育力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭教育への支援の推進 2 地域の教育力の向上
	4 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進
2 母性並びに子どもの健康の支援の推進	1 子どもや母親の健康の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもや母親の健康の確保 2 経済的支援の推進
	2 思春期保健の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 思春期保健の充実
	3 小児医療体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 小児医療体制の整備
	4 食育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 食育の推進
	5 不妊対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 不妊対策の推進

基本目標	主要課題	課題に対する施策
3 安心して子育てできる生活環境の整備	1 子育て家庭の住環境の整備	1 良好な居住環境の確保
	2 安全な道路・交通環境の整備	1 道路・交通環境の整備
	3 防犯環境の整備	1 防犯設備の整備
	4 仕事と子育ての両立の推進	1 仕事と子育ての両立への支援
	5 男女共同による子育ての推進	1 男女共同による子育ての推進
4 子ども等の人権・安全の確保	1 児童虐待の予防・対応の推進	1 児童虐待防止対策の推進
	2 交通安全・防犯対策の推進	1 交通安全対策の推進 2 防犯対策の推進
	3 子どもの人権擁護の推進	1 子どもの人権の啓発
	4 青少年健全育成の推進	1 青少年健全育成の推進
5 保護を必要とする児童・家庭への支援の推進	1 ひとり親家庭の自立支援	1 ひとり親家庭の自立支援の推進 2 経済的支援の推進
	2 障がい児及び家庭への支援	1 障がい児施策の推進 2 経済的支援の推進
6 地域における子育て支援の推進	1 多様なニーズに対応する保育サービスの充実	1 保育サービスの充実 2 居宅における児童の養育の支援 3 経済的支援の推進
	2 親子の居場所づくりの推進	1 公園整備事業の推進 2 児童館事業の推進
	3 子育て相談・指導・情報提供体制の整備	1 子育て相談・指導・情報提供体制の整備
	4 子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成	1 子育て支援ネットワークの整備 2 子育て支援団体の育成

第2部 各論

第1章 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

第1節 児童の健全育成の推進

1 現状と課題

少子化、都市化、生活様式や意識の変化などにより、遊び等を通した子ども同士の活動、地域の方々や自然・文化等とふれあう機会が少なくなり、子どもたちは自らの体験を通して学び、成長することが難しくなっています。

このような中、本町では、子どもが健全に成長できるよう様々な事業を実施してきました。児童館では、乳児親子教室「なかよしルーム」や「ミッキータイム」において、おもちゃ遊びや手遊び、体操、絵本の読み聞かせなどを通して、親子のふれあいや参加者同士の交流ができる場を提供するとともに、小学生プチ工作教室や小学生対象教室、年4回の祭り等の開催によって、遊びや交流を通して子どもたちが健康で心豊かに育つことができるよう努めています。

また、年3回の児童文化教室では、宿泊研修やカルタとり大会、ドッジボール大会を実施しており、参加者の人数は増加傾向にあります。このような体験活動を通じて豊かな人間性を育成するとともに、子ども支援ボランティアへ活動の場を提供することによって、地域において子どもを育む気運の高揚に努めてきました。

このほか、町内の小中学生やその両親を対象とした壬生町健康ロードレース大会を始め、ファミリー体育祭や壬生町レクリエーション大会、しのめ花祭り、歴史民俗資料館における企画展や特別展の開催等、スポーツ・イベント、文化活動等を充実させることによって様々な体験、交流の機会の提供に努めています。

今後も引き続き取り組みを進め、豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全な育成に努めることが重要です。

2 施策の方向

(1) 児童の体験活動の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 児童館事業	なかよしルーム、ミッキータイム、小学生教室、プチ工作、世代間交流等を通じて児童館の機能・内容の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。	健康福祉課

②	みぶホリデー アクションプ ラン	子どもたちに不足している体験活動を提供するため、子どもたちが自由に遊べる場として、町施設「嘉陽が丘ふれあい広場」を無料開放し、異なる年齢集団の交流を図るとともに、地域支援ボランティアが趣味や特技を生かした講座を開催し、大人と子どもの交流を図ります。	生涯学習課
---	------------------------	--	-------

(2) スポーツ・イベントによる心身の育成の推進

事業名	事業内容	担当部署
①	ファミリー体育祭開催事業	スポーツ 振興課
②	壬生町レクリエーション大会開催事業	スポーツ 振興課
③	しののめ花祭り開催事業	商工観光課
④	学校体育施設開放事業	スポーツ 振興課
⑤	体育指導委員活動事業	スポーツ 振興課

事業名	事業内容	担当部署
⑥ 総合型地域スポーツクラブ等の創設	総合型地域スポーツクラブは、町民総スポーツ活動の推進及び各世代・地域・種目間の交流の促進、住民の健康増進、心身の健全育成が図られることなどが期待されます。「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しめるよう、その創設のため積極的に支援をしていきます。(平成 22 年度創設予定)	スポーツ振興課
⑦ 健康ふくしまつり開催事業	健康ふくしまつりを開催し、住民の健康増進、心身の健全育成を図るとともに、壬生町の福祉行政を周知します。	健康福祉課
⑧ 壬生町健康ロードレース大会開催事業	小学校 1～3年生の親子ペアや小中学生のロードレース大会を開催し、家族のふれあいと健康維持を図ります。	スポーツ振興課
⑨ 各種大会等開催事業	歩け歩け大会、綱引きなど小中学生が参加する事業を開催し、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	スポーツ振興課
⑩ ふれあいプールへの招待	小中学生にふれあいプールの無料入場券を配布し、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	スポーツ振興課

(3) 文化活動による心の育成の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 学校利用推進事業	学校へ出向き、「郷土の人物」「論語の素読」を中心に講義し、郷土に誇りと愛着を持たせます。	生涯学習課
② 音楽鑑賞会開催等委託事業	壬生町施設振興公社に委託して開催する音楽会等に、子どもたちや親子の参加を呼びかけることにより、文化芸術活動への関心を高め、豊かな感性の育成を図ります。また、各種の文化活動への活発な参加及び実践を促します。	生涯学習課
③ 企画展開催事業	郷土の歴史や文化等を紹介する企画展・特別展に、子どもたちや親子の参加を呼びかけ、郷土の歴史や文化等を知り、郷土を愛する心の育成を図ります。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当部署
④ 移動図書館運営事業	各地域の拠点である小学校へ専用車で巡回して図書を貸出し、子どもの本に対する興味と豊かな心を育みます。	生涯学習課

(4) 世代間交流の推進

事業名	事業内容	担当部署
① ジュニアリーダーズクラブ活動事業	中学生・高校生からなるボランティア団体で、子ども会や社会教育活動の実行・援助をするとともに、自らの向上にも努め、奉仕の精神の育成を図ります。	生涯学習課
② 活力ある地域づくり支援事業	地域の世代間交流を推進するため、自治会や育成会で行う事業を補助します。	町民生活課
③ コミュニティ活動助成事業	地域の世代間交流を推進するため、睦・安塚コミュニティで行う事業を補助します。	町民生活課

(5) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 子どもを持つ親への手当の支給	子育てを社会全体で支えるため、国の施策に従い、児童を養育する保護者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
② すこやか子育て支援事業	少子化時代における子どもの健やかな成長を願い、第3子以降の出産・養育に対し、1人につき10万円を支給します。	健康福祉課

第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

1 現状と課題

子どもたちが生きる力を身に付けていくために、学校における教育環境を整備することが重要です。

本町では、ALT（外国語指導助手）を各中学校に配置し、外国人による生の英語の授業を実施するとともに、小学校においても月に1～2回 ALTを派遣することで、英語にふれる授業を実施しています。また、中学生の希望者を対象に海外でのホームステイを実施することで、語学研修や現地の中高生との交流を通じ、外国語による表現力や理解力の向上、国際感覚の養成が図れるよう努めています。

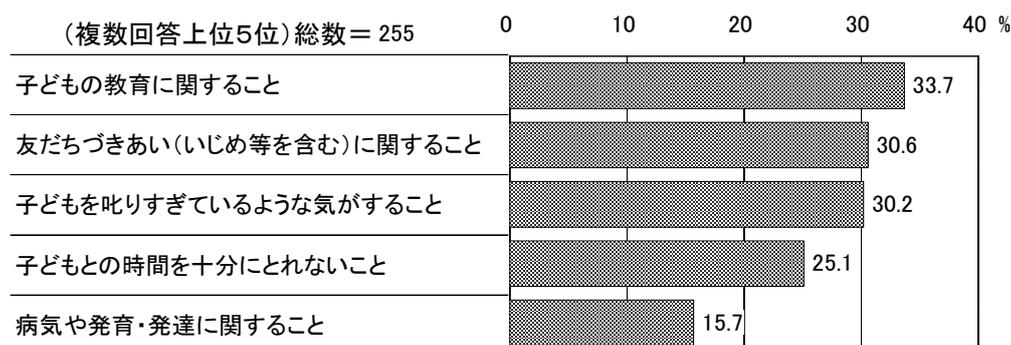
各小中学校においては、非常勤講師や教員助手、フルタイム・ティーチャーによる少人数指導も取り入れており、習熟度別学習やチームティーチングによる子ども一人一人に応じたきめ細かな指導に努めています。

このほか、小学校5年生対象の臨海自然教室における集団宿泊を通じた自然体験や共同生活体験、中学校2年生対象の5日間の職場体験を通じた勤労体験や地域の方々との交流など様々な体験機会の充実に努めています。

また、学校の施設については、小中学校全校において、老朽化に伴う劣化が進んでいることから、毎年修繕等が必要となっている状況であり、今後も各学校からの要望に応じて順次対応していく必要があります。

本計画策定にあたって実施した小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査において、子育てに関して悩んでいることについて尋ねたところ、「子どもの教育」と回答した方が最も多かったことから、引き続き子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、教育環境の整備に努める必要があります。

【子育てに関して悩んでいること（小学校児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 特色ある学校づくりの推進

事業名	事業内容	担当部署
① 外国語指導助手による外国語教育の充実	外国語指導助手を、各小中学校に派遣し、英語学習の充実を図ります。さらに、各小学校への外国語指導助手の派遣回数を増やすなど、外国の文化等を取り入れながら、小学校における外国語教育の充実を図ります。	学校教育課
② 臨海自然教室推進事業	小学生に海辺での集団宿泊体験や自然体験、漁業や海運等に関する教育資源を活用した体験的学習を行います。	学校教育課
③ マイ・チャレンジ推進事業	「学校・家庭・地域が力を合わせて地域の子どもを育成する」ことを趣旨として、中学2年生を対象に、地域の方々とのふれあいなど、1週間の社会体験活動を通し、「共に生きる心」や「感謝の心」の育成を図ります。	学校教育課
④ 論語の素読	県内で最も早くできた藩校（1713年設立）である壬生町の「学習館」で実践されていた「論語」の素読を行うことで、言語文化としての古典に親しむ態度を育成するとともに、壬生藩学の特色について理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。	学校教育課 生涯学習課
⑤ こどもエコクラブの推進	こどもエコクラブの活動を推進することにより、子どもの環境に対する意識とエコロジー精神を育みます。	学校教育課 保険環境課
⑥ 図書室のよりよい環境づくり	図書室の空調設備の整備や貸出システムの電算化により、本を読みやすく借りやすい環境を整えます。	学校教育課
⑦ 学力テストの実施	小学5年生と中学2年生を対象に、町独自で学力テストを実施し、一人一人への極め細やかな指導と学力の向上を目指します。	学校教育課

(2) 国際交流の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 中学生国際交流推進事業	町内中学生を海外に派遣し、現地での生活体験や中高生との交流を通じて、外国語による表現力や理解力を高めるとともに、国際感覚豊かな生徒の育成と国際交流の推進を図ります。	学校教育課 総務課

(3) 地域に開かれた学校づくりの推進

事業名	事業内容	担当部署
① 学校地域支援ボランティア推進事業	学校の教育活動・地域の教育活動において、地域の方々が子ども支援ボランティアとして、学校や地域を支援する活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの「心の教育」の推進、「生きる力」の育成を図ります。	生涯学習課
② 教育委員会ホームページ整備事業	教育委員会及び各学校のホームページを維持管理し、学校からの情報を発信することで、開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課

(4) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 奨学金支給事業	町内中学校卒業生に対して、一定の条件のもとに、高等学校の学費の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
② 高等学校等就学支援金の支給	高等学校に通う子どもを持つ家庭に、国の施策等に従い奨学金を支給することで、経済的負担を軽減します。	学校教育課

第3節 家庭や地域の教育力の向上

1 現状と課題

家庭の教育力は、教育の出発点であることから、その向上を図るための支援が重要です。

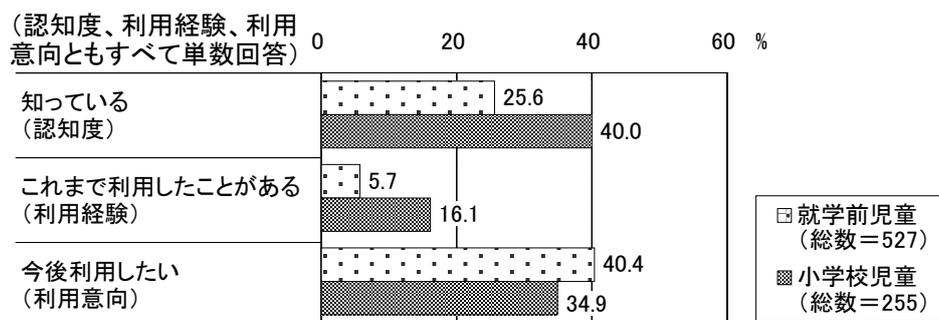
本町では、小学校の就学時健康診断や小中学校の授業参観などの機会を利用し、保護者を対象とした子育て講座を開催することで、家庭の教育力の向上に努めています。

しかし、本計画策定にあたって実施したニーズ調査において家庭教育に関する学級・講座の認知度や利用経験、今後の利用意向を尋ねたところ、就学前児童の保護者では、認知度が2割半ば、利用意向のある方が4割を超えているのに対し、利用経験のある方は1割に満たないという結果が出ています。また、小学校児童の保護者においても、認知度が4割、利用意向のある方が3割半ばであるのに対して、利用経験のある方は1割半ばにとどまっています。利用意向のある方の割合に対して利用経験のある方の割合が低く、認知度も高いとは言えないことから、今後はより一層参加しやすい学級・講座の開催を目指すとともに、周知にも努める必要があります。

地域の教育力の向上という点では、子育て支援グループを中心にリーダー養成や研修の支援を行うことで地域での指導者の育成に努めるとともに、地域の方々による子ども支援ボランティアの活動を支援してきました。今後も学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていくために取り組みを進めていくことが必要です。

【家庭教育に関する学級・講座の認知度、利用経験、利用意向

(就学前児童保護者、小学校児童保護者対象)】



2 施策の方向

(1) 家庭教育への支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 就学時健診等を活用した子育て講座	小学校の就学時健診の際、保護者を対象に子育て講座を実施し、保護者の子育てに対する不安等の軽減を図るとともに、家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
② 思春期の子を持つ親のための子育て講座	小中学校において、授業参観など保護者が集まる機会を活用して、小学校6年生と中学校2年生の保護者を中心に子育て講座を実施し、保護者の子育てに対する不安等の軽減を図るとともに、家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
③ 小学3年生の子を持つ親のための子育て講座	家庭における子育てやしつけなどの在り方を見つめ直してもらうとともに、思春期へ向かう子どもへの接し方などを考える内容の講座を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課

(2) 地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当部署
① リーダーの養成・研修	多岐にわたる生涯学習ニーズに対応するため、各分野における専門的知識を習得させるための研修会の周知、斡旋等により指導者の育成と活用を図ります。	生涯学習課
② ライフステージに対応した学習内容	保育園・幼稚園・学校・行政等が連携し、子どもの発達段階に応じた教育の推進を図ります。	生涯学習課
③ 社会教育団体育成事業	教育行政を推進していく上で民間の活力は重要です。特に、各分野において、団体等の協力が不可欠なため、各団体の育成を図っていきます。	生涯学習課
④ 幼稚園地域子育て等推進事業	子ども遊び場確保事業、未就園児親子教室事業、幼児教育に関する各種講座開催事業等の幼稚園が行う様々な活動を支援し、子どもたちの豊かな人間性の育成を図ります。	学校教育課

第4節 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

1 現状と課題

都市化の進展や価値観等が変化する中で、子どもの地域との関係が希薄になり、また、積極的に社会参加する意識も希薄になっています。

本町の豊かな自然や農業の体験学習、地域活動を通して、地域とのふれあいや社会参加を促し、豊かな人間性や自立心の育成を図ることが課題となります。

2 施策の方向

(1) 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 平地林保全対策推進事業	現在、「わんぱく北っ子の森」(壬生北小学校)、「わんぱく睦っ子の森」(睦小学校)の2か所を学習林として管理し、子どもが自然とのふれあいを楽しみながら、自然の尊さや仕組みを理解してもらうとともに、自然を守る意識の高揚を図り、子どもの健全な育成を推進しています。 今後も、子どもたちの自然とのふれあいの場の拡充に努めます。	農務課
② 子どもの社会参加の推進	子どもたちが、地域の行事や社会奉仕活動等に積極的に参加するよう啓発や機会・場を提供し、自立心や地域を愛する心の育成を図ります。	生涯学習課

第2章

母性並びに子どもの健康の支援の推進

第1節 子どもや母親の健康の確保

1 現状と課題

妊娠届出のあった方には、母子健康手帳を交付しており、交付の際には、妊娠から出産後に受けられるサービスの周知を行うとともに、父子手帳を同時に交付し、妊娠・出産・子育てにおける父親の役割や両親が協力して子育てに関わることの必要性について啓発を行っています。

妊娠中の方には妊婦一般健康診査を実施し、疾病・異常の予防や早期発見、早期治療に努めるとともに、保健師や母子保健推進員による訪問指導により、安心して出産・子育てに臨めるよう支援しています。また、保健福祉センターにおいて母親学級や両親学級を開催し、妊娠・出産・子育てについての正しい知識の習得と不安の軽減、情報交換や交流の促進に努めています。

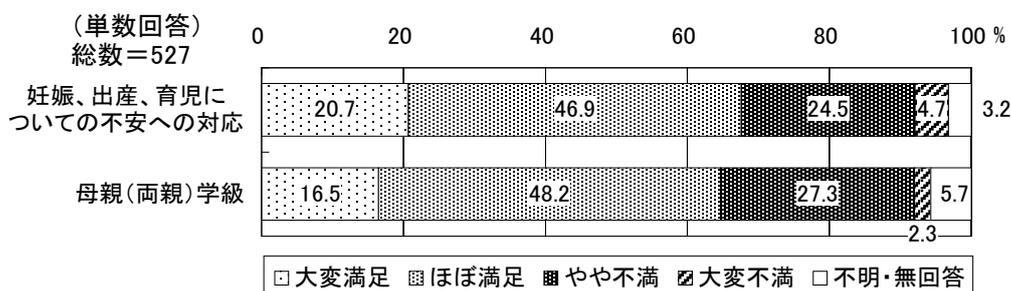
乳幼児期にあたる家庭に対しては、相談・指導、健康診査等を通じて支援を行っています。生後4か月までの家庭に対しては、母子保健推進員が全戸訪問を行うことで、母子の健康の保持増進と育児不安への早期対応を図り、その後成長に合わせて相談や健康診査等を実施することで支援を行っています。

本計画策定にあたって実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、妊娠・出産・育児不安への対応や母親（両親）学級についての満足度を尋ねたところ、「大変満足」「ほぼ満足」と回答した方の割合は6割半ばから7割近くとやや高く、乳幼児健診を受けた感想については「信頼がおけて安心できた」と回答した方が最も多くなっています。

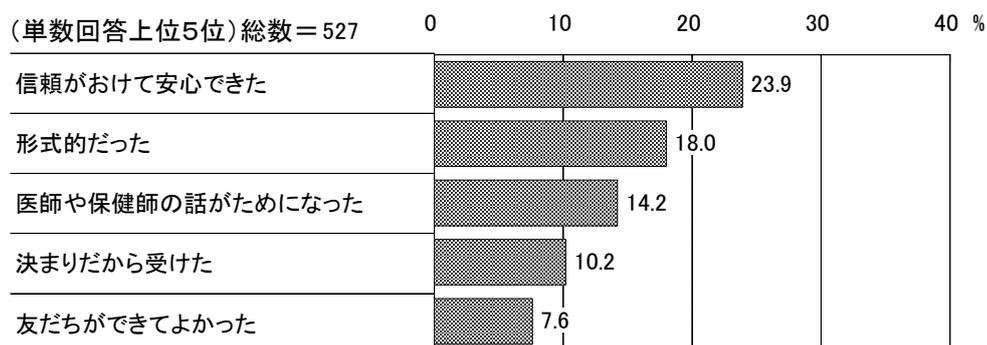
今後も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、引き続き母子保健の充実に努めることが重要です。

【妊娠、出産、育児についての不安への対応と母親（両親）学級の満足度

（就学前児童保護者対象）】



【乳幼児健診を受けた感想（就学前児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当部署
① 母子健診事業	乳幼児期の健康の保持、増進を図るため、各期において健康診査を実施し、疾病等の早期発見や成長発達に応じた子育て支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月児健診 ・ 10か月児健診 ・ 1歳6か月児健診 ・ 3歳児健診 ・ 5歳児相談 	健康福祉課
② 妊娠届、母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、妊婦を早期に把握し、必要な保健指導・相談や妊婦一般健康診査を行ったり、また、妊娠、出産、子育てに関する一貫した記録を母子手帳に記載することにより、母子保健の正しい知識を高めるとともに、母子保健の向上を図ります。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当部署
③ 児童環境づくり事業	<p><一貫した母子保健システムづくり></p> <p>現在、妊娠から出生、子育てに関して一貫した母子保健対策を実施していますが、自立支援制度の推進、子育て支援センターの充実、5歳児相談の実施等、母子保健の充実に努めます。</p> <p><妊婦・新生児訪問指導の推進></p> <p>現在、病院や県の健康福祉センター等と連携し、若年妊産婦、新生児、低体重児、里帰り中の妊婦等の訪問指導や母子保健推進員による妊産婦・乳幼児の訪問指導を行っています。今後は、特に、若年妊産婦、低体重児等、出産や子育てにハイリスク要因がある家庭に対する訪問指導や支援の強化を検討するとともに、母子保健推進員との連携を密にし、母子保健の充実に努めます。</p>	健康福祉課
④ 予防接種事業	<p>予防接種法及び結核予防法にもとづき、予防接種を実施し、子どもの健康を守ります。</p>	健康福祉課
⑤ 母子保健推進員配置事業	<p>子育ての経験を生かし、妊産婦・乳幼児の家庭訪問や、健診・教室などの手伝いを通し、36名の母子保健推進員が地域と行政とのパイプ役として活動しています。</p> <p>今後も、地域の顔として、育児不安や悩みの相談に応じ、児童虐待等の早期発見のチームの一員として連携し、子育てを支援します。</p>	健康福祉課
⑥ 母親学級	<p>妊娠、出産、子育てについて3回コースの教室を開催します。1、2回目は母親のみを対象、3回目は父親も対象に、正しい知識の習得や参加した親の交流を促し、不安の軽減を図ります。</p>	健康福祉課
⑦ 母乳育児支援事業	<p>出産後の乳房の手入れ方法や赤ちゃんの育て方など不安や悩みについて個別相談に応じます。</p>	健康福祉課
⑧ ふれあいブックスタート支援事業	<p>子どもの豊かな心とことばを育むため「絵本」を介し、親子の絆を深め楽しい子育てを支援します(10か月健診の時に読み聞かせボランティアをして、絵本を配ります)。</p>	健康福祉課

事業名		事業内容	担当部署
⑨	乳児家庭全戸訪問事業	母子保健推進員や保健師が4か月健診前の家庭を全戸訪問し、母子の健康の保持増進と育児不安への早期対応を図ります。	健康福祉課
⑩	幼稚園健康対策事業	疾病等の早期発見や成長発達に応じた幼児教育を行うため、幼稚園の嘱託医への報酬を補助します。	学校教育課
⑪	学校腎臓検診委託事業	腎臓疾患等の早期発見を目的に小中学校において腎臓検診を実施します。	学校教育課
⑫	学校心臓検診委託事業	心疾患を持つ児童が適切な健康管理のもとに生活を送れるよう、小学1年生、小学4年生、中学1年生を対象に、小中学校において心臓検診を実施します。	学校教育課

(2) 経済的支援の推進

事業名		事業内容	担当部署
①	妊産婦医療費助成事業	妊産婦が妊娠中あるいは出産した翌月末までの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	健康福祉課
②	こども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健やかな育成を図るため、中学校3年生までの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	健康福祉課

第2節 思春期保健の充実

1 現状と課題

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、心身の発達アンバランスなどから不安定になる時期であると言えます。このような時期における人工妊娠中絶や性行動にかかわる問題や、薬物の乱用、喫煙、飲酒などの問題は将来に至るまで大きく影響を及ぼすものと考えられます。

本町では、各学校において理科や保健体育の授業等を通じて性に対する正しい知識を普及するとともに、喫煙・飲酒・薬物等の問題について、その害を広報に掲載するなどの情報提供や各学校において薬物乱用防止教室を開催するなどの予防に努めています。

今後も、子どもたちが健やかに成長するため、自らの健康や性に対する正しい知識の習得を支援することが必要です。

2 施策の方向

(1) 思春期保健の充実

事業名	事業内容	担当部署
① 子どもの心の健康づくり対策事業	小学校において、担任・養護教諭・保健師が連携し、性教育を行っています。 今後も性教育の実施とともに、思いやりやさしさ等についての教育を行い、子どもの豊かな心の育成に努めます。	健康福祉課 学校教育課
② 喫煙対策	『健康みぶ 21 計画』の一環として、タバコの害についての健康教室を実施しています。今後も健康教室の実施、小中学校における指導や広報による啓発を行い、未成年者には喫煙させない環境整備を推進します。	健康福祉課 学校教育課

第3節 小児医療体制の整備

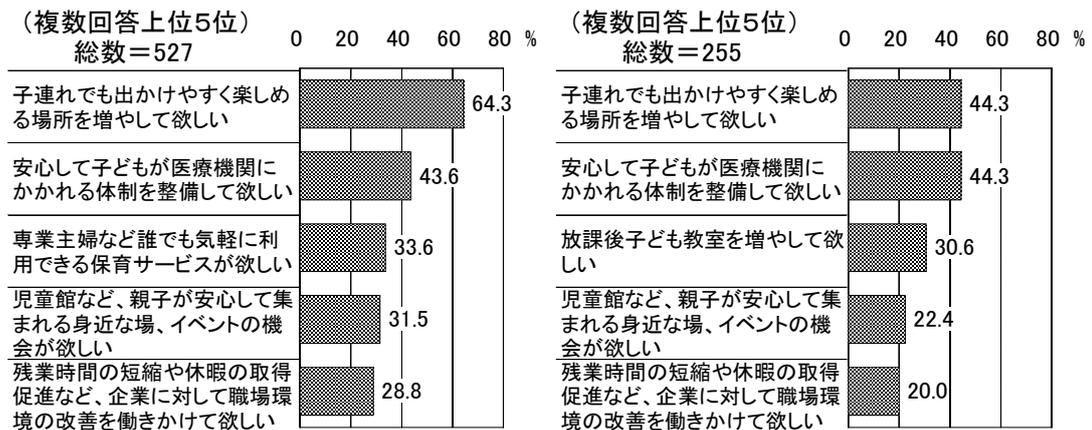
1 現状と課題

小児医療は安心して子どもを生き育てる基盤となることから、体制整備が重要と考えられます。医療体制について本町では、病院群輪番制度や在宅当番医制度等により、夜間や休日に関わった救急患者に対する救急医療体制を整備しています。

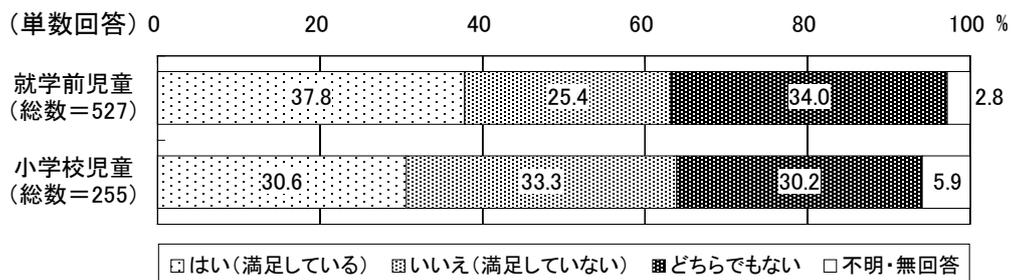
本計画策定にあたって実施したニーズ調査において、行政に求める子育て支援は何かということについて尋ねたところ、就学前児童、小学校児童の保護者ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」という回答が第2位に挙がっていました。また、本町の小児医療体制に満足しているかを尋ねたところ、満足していると回答した方は、就学前児童の保護者で4割近く、小学校児童の保護者で3割強となっています。

保護者の不安感を解消し、安心して子育てができるよう、今後も小児医療体制の整備に努める必要があります。

【行政に求める子育て支援（左：就学前児童保護者対象、右：小学校児童保護者対象）】



【小児医療体制に満足しているか（就学前児童保護者、小学校児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 小児医療体制の整備

事業名	事業内容	担当部署
① 病院群輪番制 病院運営費事業	休日、夜間の救急医療対策として、管内において、救急センター及び病院群輪番制病院運営の委託により、小児医療も含めた医療体制の支援をします。	健康福祉課
② 在宅当番医師 委託事業	町内の医師会に一次救急医療を委託し、医療体制の整備を図ります。	健康福祉課

第4節 食育の推進

1 現状と課題

子どもの心身の健康には健全な食生活が欠かせません。

本町では、保育園、幼稚園、小中学校の給食や、「親子クッキング」において、食事の大切さや楽しさ、食事のマナー等についての教育を行い、子どもたちの“生きる力”の育成に努めています。

また、学校では、栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、給食管理と子どもへの食の指導を行っています。栄養教諭・学校栄養職員が専門的な立場で子どもに関わることで、食育の効果の向上に努めるとともに、保護者に対しては、「食育だより」や「給食だより」の配布を通じて、食に関する知識の普及や理解の促進、食育推進に向けたPRに努めています。

2 施策の方向

(1) 食育の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 母子栄養事業	<p>母親学級において、妊娠期からの栄養バランスの知識と大切さを指導しています。</p> <p>また、離乳食教室において、生後4～5か月の乳児の保護者に、離乳食を含めたバランスのとれた食事、母乳や子育てについて、栄養士が指導・相談を行っています。今後も、健やかな成長を育むために、食事の大切さや楽しさ、バランスの良い食事を指導するとともに、随時個別の相談に応じるなど、妊娠期からの食育の推進に努めます。</p>	健康福祉課
② 地産地消推進事業	<p>保育園・学校と地域が連携し、子どもたちが食について、自ら学び、自ら実践できるような体制を整備するとともに、地域の農業に対する理解促進を図ります。</p>	農務課
③ ふれあい食体験事業	<p>壬生町食生活改善推進員の協力を得ながら、子育て支援センターに来ている親子への食育を推進します。</p>	健康福祉課
④ (仮称) 壬生町食育推進計画の策定	<p>(仮称) 壬生町食育推進計画を策定し、健全な食生活の実現に向けた取り組みを推進します。</p>	健康福祉課 農務課 学校教育課

第5節 不妊対策の推進

1 現状と課題

子どもを望んでも恵まれず、不妊に悩むご夫婦の為に、経済的支援と適切な情報を提供することが求められています。

現在壬生町では、治療の特定はせずに、不妊治療を受けた方に治療費の一部補助を行っています。

今後壬生町としては、高額な治療費に対しての補助金増額も視野に入れつつ、不妊対策に関する情報の提供に努めることが重要と考えます。

2 施策の方向

(1) 不妊対策の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 不妊治療費補助制度	国、県の制度等で、給付を受けた金額を差し引いた額に、上限を設けた上で、補助をします。	健康福祉課
② 不妊対策についての情報提供	県が実施している不妊治療に対する助成等についての情報を提供します。	健康福祉課

第3章 安心して子育てできる生活環境の整備

第1節 子育て家庭の住環境の整備

1 現状と課題

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをするため、安全で、ゆとりがあり、子育てに適した住環境の整備が求められます。

2 施策の方向

(1) 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容	担当部署
① 御里土地区画 整理事業	小学校、中学校や町立図書館が近隣にあり、保育園が地区内にある当区画は、子育て推進の良好な住宅環境モデル区画です。公園・歩道の整備、防災対策や子育てに適した住宅建築など居住環境の確保に努めます。	都市計画課
② 町営住宅維持 管理事業	18歳未満の児童が3人以上いる世帯への優先的入居や、未就学児のいる世帯の入居収入基準を緩和するなど、一般住宅困窮者よりも有利な条件で住宅を賃貸します。	建設課

第2節 安全な道路・交通環境の整備

1 現状と課題

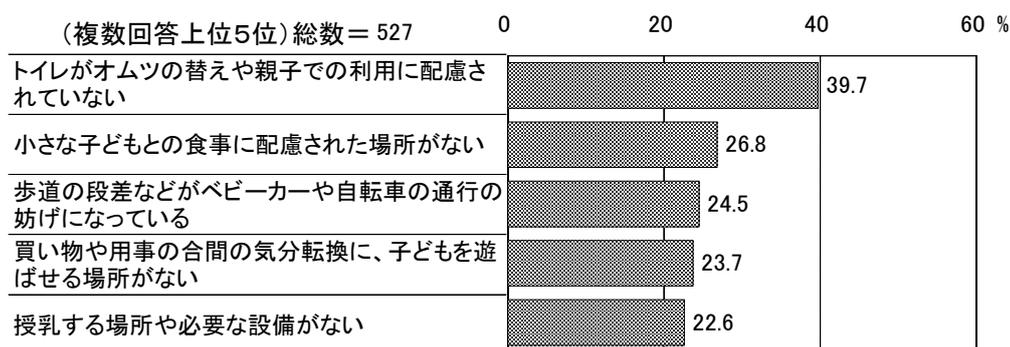
子育て家庭が安全・安心に生活できるためには、子どもの視点、子ども連れの視点に立った道路交通環境の整備が必要です。

本町では、カーブミラーや区画線、ガードレール等の交通安全施設を設置するなど道路交通環境の整備を通じて交通事故の防止に努めてきました。

本計画策定にあたって実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、外出の際に困ったことについて尋ねたところ、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」という回答が第3位に入っています。

今後も引き続き、道路交通環境の向上に努め、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

【外出の際に困ったこと（就学前児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 道路・交通環境の整備

事業名	事業内容	担当部署
① 交通安全施設整備事業	カーブミラーや区画線、ガードレール等の整備・修繕を行い、交通事故防止を図ります。	総務課
② 歩道整備事業	通学路などの道路の歩道の整備や、必要に応じて歩道橋の改修や建替えを県に要望していくことで、子どもの通学時の安全性を確保するとともに、親子が安心して出かけられる交通環境の整備を推進します。	建設課
③ 駅前広場整備事業	駅前広場のロータリー化や停車帯の設置、バリアフリー歩道の新設等により、親子のみならず、住民が安心して通行できるよう整備を継続します。	都市計画課

第3節 防犯環境の整備

1 現状と課題

子どもを対象とした犯罪を未然に防止する取り組みは重要と考えられます。

本町では、安全安心なまちづくりを目指し、犯罪の起きにくい環境整備の一環として、町管理防犯灯の設置や、既存施設の維持修繕を図るとともに、自治会が管理する防犯灯に対し、設置費用や維持管理について補助を行い、通学路等の安全確保や犯罪のないまちづくり、青少年等の非行の未然防止等に努めています。

今後も引き続き防犯環境の整備に努める必要があります。

2 施策の方向

(1) 防犯設備の整備

事業名	事業内容	担当部署
① 防犯灯整備事業	自治会等からの要請により、町で防犯灯の新設を行い、明るい通学路・街並みの整備を図ります。更に、自治会で管理している防犯灯についても、修繕料・電気料の補助を行い、通学路以外の場所についても、明るく犯罪の起きにくい地域づくりに努めます。	総務課

第4節 仕事と子育ての両立の推進

1 現状と課題

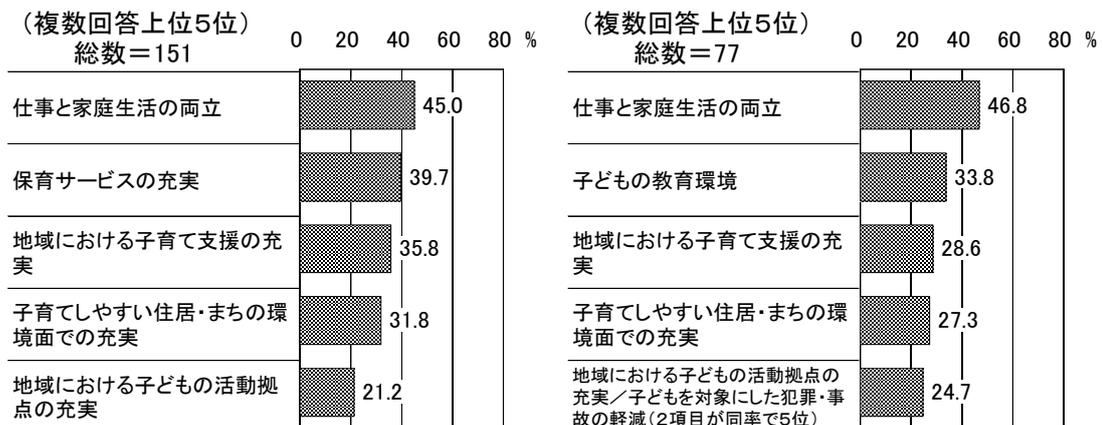
国が進める「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、子育ての支援策の柱となっています。子育てしながら働いている方への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての方が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。本計画策定にあたって実施したニーズ調査において、「子育てを辛いと感じることが多いと回答した方」と「子育てを楽しんでいることと辛いと感じることが同じくらいと回答した方」に対して、子育ての辛さを解消するために必要なことを尋ねたところ、就学前児童、小学校児童の保護者ともに「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっていました。

また、男女問わず仕事と子育てを両立するには、育児休業制度の活用が有効であるものの、依然として男性の取得者が少ないことや、事業所によっては制度が十分活用されていない場合もあります。就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、育児休業制度を利用したかを尋ねたところ、「母親が利用した」と回答した方は2割強、「父親が利用した」「母親と父親の両方が利用した」と回答した方はそれぞれ1%にも満たない結果となっています。

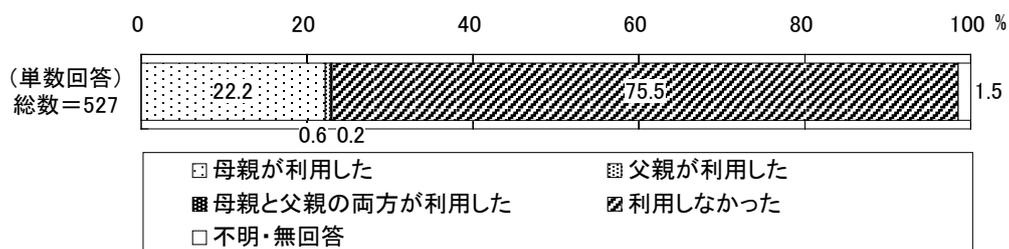
男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりをはじめ、仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた支援が求められます。

【子育ての辛さを解消するために必要なこと

（左：就学前児童保護者対象、右：小学校児童保護者対象）



【育児休業制度の利用状況（就学前児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 仕事と子育ての両立への支援

事業名	事業内容	担当部署
① 就労環境改善の職場への啓発	産休、育児休業の取得の推進や働き方の見直しなどについて労働局などと連携し、町内の企業や職場などに啓発を行い、出産・子育てに適した就労環境の改善を図ります。	商工観光課
② 就労情報の提供	再就職や就職についての情報を、ハローワーク等と連携し提供します。	商工観光課

第5節 男女共同による子育ての推進

1 現状と課題

家庭における子育ては夫婦それぞれが担うものであり、ともに協力して行っていくことが重要です。この点、男性の子育てや家事にかかる時間は以前より増えてきてはいるものの、依然として母親が仕事も子育ても家事も担っているという現状もあることから、その負担は大きいものと考えられます。

本町では、男性がより一層子育てに対する自覚が持てるよう両親学級を開催し、出産や子育てについて男性が学習できる場を提供しています。

男性も子育てに関する正しい知識を習得する場を引き続き充実していくことが重要です。

2 施策の方向

(1) 男女共同による子育ての推進

事業名		事業内容	担当部署
①	両親学級の開催	子育ては女性だけが担うものではなく、男性も積極的に参加するように、男性にも出産や子育てについての学習の場を提供します。	健康福祉課
②	男女共同参画推進事業	男女共同による子育ての啓発を行い、父親のみならず、町民の意識改革を図り、男女共同参画を推進します。	生涯学習課

第4章 子ども等の人権・安全の確保

第1節 児童虐待の予防・対応の推進

1 現状と課題

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大変な影響を及ぼすことから、発生の予防とともに早期の発見、対応が図られなければなりません。

本町では、前期計画期間において、児童虐待の発生予防と早期発見に向けて、健康福祉課内に児童虐待防止に関する総合相談窓口を開設するとともに、壬生町要保護児童対策地域協議会を設置することで、関係機関との連携の強化を図ってきました。また、乳幼児期における各種健診、相談等を通じて、子育てに関する不安や悩みを軽減、解消することで児童虐待の発生予防にも努めています。

児童虐待の背景にはDV（ドメスティック・バイオレンス）が存在する場合もあることから、DVへの対策を含めて、児童虐待に対する取り組みを一層強化していくことが必要です。

2 施策の方向

(1) 児童虐待防止対策の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 要保護児童対策地域協議会の充実	児童福祉法に規定する要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、児童相談所、学校、保育園等の関係機関、関係団体が連携のもとで対応します。	健康福祉課
② 児童虐待等に対する相談窓口の運営	健康福祉課の相談窓口において、児童虐待や障がい相談を含む子育てに関する相談全般を受け止め、地域の民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、必要な助言・指導を行うことで、児童虐待等に対する取り組みの強化を図ります。	健康福祉課
③ 児童環境づくり基盤整備事業	乳幼児健診や育児相談等の際、育児不安や悩みの相談・指導等を行っています。 今後は、母子保健推進員や保健福祉センター等の関係機関が連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。	健康福祉課

	事業名	事業内容	担当部署
④	DV対策と連携	妻に暴力をふるっている夫の約半数は子どもに暴力をふるっており、直接暴力を受けなくても、DVを子どもに見せることは心理的虐待となり、児童虐待の一つとなることから、児童虐待に対する適切な保護や支援を図るために主たる担当課・関係機関と連携を図っていきます。	健康福祉課

第2節 交通安全・防犯対策の推進

1 現状と課題

子どもは成長するにつれ、家の中から外へと行動範囲が広がります。道路へ飛び出したり、停まっている車の前後を急に横断するなど、子どもたちは交通社会の中で大人には思いもよらない行動をとります。子どもの交通事故を防止するため、こうした行動の危険性を子どもが理解し、事故を防ぐための習慣や態度を習得することが必要となります。

本町では、県交通安全教育センターのマロニエ号（交通安全教育車）を活用した交通安全指導や模擬交差点体験などを通じて楽しみながら身に付く交通安全教室を開催することで、子どもの交通安全に対する意識の向上に努めています。朝の登校時には、町内8小学校区の通学路において、交通指導員が立哨指導を行っているほか、下校時の安全ボランティアとしてスクールガードを住民から募集し、学校から家までの道のりを一緒に帰るなど子どもの安全対策にも努めています。

また、子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が全国で発生していることから、こうした犯罪から子どもを守る取り組みも必要となります。

本町では、保育園において、警察官を講師として防犯教室を行うことで、子どもの防犯知識の習得を図るとともに、防犯組合の活動を支援し、犯罪の防止に努めています。

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守るため、今後も地域全体で子どもを守るための取り組みを進めていくことが求められます。

2 施策の方向

(1) 交通安全対策の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 交通安全教室の開催	<p>保育園や小学校において、町交通教育指導員が窓口になり、県交通安全教育センターのマロニ工号（交通安全教育車）を活用した交通安全指導や模擬交差点体験など楽しみながら身に付く交通安全教室を開催しています。</p> <p>今後は、多発する子どもの交通事故に対応するため、内容を再検討し、より多くの方々が参加できるような教室を開催し、小さいうちからしっかりと正しい交通ルールを身につけられるよう努めます。</p>	総務課
② 交通指導員の配置事業	<p>朝の登校時の子どもの安全を確保するため、交通指導員を町内8小学校区の通学路に15人配置し、立哨指導を行います。</p>	総務課
③ 安心して登下校できる住民運動の推進	<p>下校時の安全ボランティア（スクールガード）を募集するなど、地域住民に登下校時のパトロールを呼びかけ、地域全体で子どもを犯罪から守ります。</p>	生涯学習課
④ チャイルドシート購入費補助事業	<p>乳幼児がいる家庭がチャイルドシートを購入した場合、購入費の一部を助成します。</p>	健康福祉課

(2) 防犯対策の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 防犯教室の開催	<p>保育園や学校において、警察官を講師として防犯教室を行っています。</p> <p>今後も、凶悪化する犯罪に対応するため、子どもたちはもとより保育士に対しても緊急時の対応等について、実践を交えた教室を開催し、安全で安心できる環境づくりに努めます。</p>	健康福祉課 学校教育課
② 防犯運動事業	<p>町内4地区（壬生・稲葉・南犬飼・睦）の防犯組合への助成により、組合の防犯活動を支援し、犯罪の防止に努めています。</p>	総務課

事業名	事業内容	担当部署
③ 地域・学校・警察等との連携	「安全安心まちづくり推進協議会」を定期的 に開催し、町・警察・学校・防犯組合等の横の 連携を強化し、地域全体から犯罪を無くし、万 一、事件が起きた場合にも速やかに対応できる ようにします。また、地域・学校・警察等がよ り一層緊密な連絡を取り合い、地域全体で子ど もの防犯対策に取り組みます。	総務課

第3節 子どもの人権擁護の推進

1 現状と課題

子どもへの犯罪や児童虐待などの防止のため、子どもの人権や権利につ
いての啓発が求められています。

2 施策の方向

(1) 子どもの人権の啓発

事業名	事業内容	担当部署
① 子どもの人権の周知徹底	子どもに対する啓発については、人権擁護委 員と連携し、小中学生を対象に以下の啓発活動 を推進します。 小学生に対しては、毎年小学校1校を選定し ての「人権の花」運動や人権書道コンテストを 実施し、優秀作品は人権週間に中央公民館にお いて展示します。また、中学生に対しては、毎 年壬生中学校と南犬飼中学校での人権講話・ビ デオフォーラムや人権作文コンテストを実施し ます。 これらの活動は、人権尊重の重要性・必要性 について理解を深めてもらうとともに、豊かな 人権感覚を身につけてもらうことを目的に実施 します。また、これらは「広報みぶ」に掲載し、 広く町民に対し周知し人権思想の啓発に努めます。	町民生活課

第4節 青少年健全育成の推進

1 現状と課題

自販機や書店、コンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を掲載した雑誌やビデオ、コンピュータソフト等が販売されており、また、テレビやパソコン、携帯電話のインターネット上でも、有害な情報が発信され、子どもへの悪影響が懸念されています。

本町では、自販機や書店、コンビニエンスストア等への立入調査を行い、有害図書等の管理などの指導や協力の要請を行うとともに、子どもと親を対象に、携帯電話におけるトラブルの防止等をテーマとした講話を開催するなど、子どもが有害情報に巻き込まれないよう、その対策に努めてきました。

また、壬生町青少年健全育成実施委員会の支援のもと、自治会等で地域懇談会が開催されており、地域で子どもを育てる上で自治会等では何ができるかなどのお話し合いや子どもに関わる情報交換が行われています。

このほか、中学2年生を対象として、標語の募集を行うことで、非行防止や犯罪の未然防止等に向けた啓発に努めています。

今後も引き続き、子どもの健全育成に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

2 施策の方向

(1) 青少年健全育成の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 青少年健全育成標語募集	青少年を非行から守り犯罪の未然防止と更生のために、壬生中学校と南犬飼中学校の2年生を対象に、標語を募集し、広く町民に普及啓発し青少年健全育成活動を推進します。	生涯学習課
② 青少年を取り巻く有害環境浄化の推進	「みんなで協力。ポルノ自販機0（ゼロ）の町」の立て看板を設置し啓発を図ります。 自販機・書店・ビデオ店・コンビニ等、立入調査を行い有害図書等管理などの指導や協力要請を行います。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当部署
③ 「壬生の子どもをみんなで育てよう」運動の実施	<p>21世紀を担う子どもたちを健全に育てるために、家庭・学校・地域で連携し様々な事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと親を対象に、インターネットや携帯電話のトラブルなどをテーマとした講話等を実施します。 ・自治会等を対象に青少年健全育成地域懇談会を開催します。 	生涯学習課
④ 街頭指導、パトロールの実施	<p>青少年の豊かな生活と将来ある人格の形成を目指し、催し会場及び町内を深夜時に定期的な指導を実施します。</p>	生涯学習課
⑤ 青少年健全育成実施委員会の支援	<p>町内関係機関団体が積極的に力を合わせ、青少年健全育成に取り組んでいる活動を支援します。</p>	生涯学習課

第5章 保護を必要とする児童・家庭への支援の推進

第1節 ひとり親家庭の自立支援

1 現状と課題

離婚等様々な理由により、母子・父子家庭などひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、子育てについて多くの問題や負担をかかえており、相談体制の整備や経済的支援などが求められています。

2 施策の方向

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 母子寡婦福祉事業	母子家庭の方の経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金について低利での貸付けや就労支援についての案内をします。	健康福祉課
② ひまわり会運営費補助事業	ひとり親家庭の自立、福祉向上や結婚等の相談などを目的とした「壬生町ひまわり会」の活動を補助します。	健康福祉課

(2) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の子どものいるひとり親家庭及び、両親のどちらかが身体障がい者1・2級の家庭に対して、医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	健康福祉課
② ひとり親家庭高校進学援助事業	ひとり親家庭の子どもが高校に進学する際、その家庭に対して、高校進学にかかる費用の一部を援助します。	健康福祉課
③ 児童扶養手当	母子家庭などの生活の安定と社会的自立及び児童の健全育成を図るために、児童扶養手当を支給します。	健康福祉課
④ 遺児手当	両親または片親が死亡しているなどの家庭に対し、義務教育修了前の子どもの福祉の増進を図るため、遺児手当を支給します。	健康福祉課

第2節 障がい児及び家庭への支援

1 現状と課題

障がいのある子どもの親の中には、子どもの介護に重い負担を背負っている方が少なくありません。また、療育や障がいのない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しています。このため、障がい福祉サービス等によって生活支援が充分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障がいの早期発見、早期療養に努め、障がいのある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。

本町では、健康福祉課や相談支援事業所「あるしえん」が窓口となり、障がい児をもつ家庭等からの各種相談に応じるとともに、福祉サービスに関する情報の提供や利用の助言等、必要な支援を行っています。

また、こども発達支援センター「ドリームキッズ」において、障がいのある小学6年生までの子どもとその家族への専門的指導として、関係機関の協力のもと、小児科医による相談や作業療法士、理学療法士、言語療法士、音楽療法士による療育を定期的実施するなど、日常生活の基本動作の習得に向けた訓練や集団生活への適応訓練、療育指導等を行っています。

今後も、関係機関との連携のもと、相談支援や生活支援などのサービスの充実に取り組むことが必要です。

2 施策の方向

(1) 障がい児施策の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 障がい児通園事業	こども発達支援センタードリームキッズにおいて、心身に障がいのある児童を対象に、家庭から通園して日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練を行うとともに、ライフステージに応じた相談等の各種サービスの提供の拠点として、障がい児に対する支援を行います。	健康福祉課
② 日中一時支援事業	在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい児の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当部署
③ 放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ	集団生活に支障のない軽度の障がい児について、放課後児童クラブへの受入れを行います。	健康福祉課
④ 相談支援事業の充実	障がい児を持つ家庭等からの各種相談に応じるとともに、福祉サービスに関する情報の提供や利用の助言等、必要な支援を行います。	健康福祉課
⑤ 在宅介護サービスの充実	障がい福祉サービスを利用するにあたり、幅広く自由に選択できるよう各種サービス提供事業者の確保など基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。 また、在宅の障がい児を介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業の充実を図ります。	健康福祉課
⑥ 就学指導事業	児童の適正な就学先を判断するため、就学指導委員会の円滑な運営を図ります。また、この委員会の答申に従い、就学する子どもの将来を考えた指導を行います。	学校教育課

(2) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 障害児福祉手当	精神または心身に重度の障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児に対して、手当を支給します	健康福祉課
② 重度心身障害児扶養手当	重度心身障がい児を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の健全育成を図ります。	健康福祉課
③ 日常生活用具給付等事業	重度の障がい児等を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。	健康福祉課
④ 補装具費の支給	補装具の購入や修理が必要な障がい児等に対して、購入や修理にかかる費用を支給します。	健康福祉課

事業名		事業内容	担当部署
⑤	紙おむつにかかる費用の援助	常時紙おむつを使用している在宅の重度障がい児等に対して紙おむつにかかる費用を一部援助します。	健康福祉課
⑥	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい児者の医療費（保険診療の自己負担分）を助成し、健康の保持・増進を図ります。	健康福祉課
⑦	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児に対して、手当を支給します。	健康福祉課
⑧	心身障害者交通費助成事業	重度の障がい児等が通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ります。また、通学・通園などのために電車、バスなど交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
⑨	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍する児童がいる世帯への補助をすることで、経済的軽減を図ります。	学校教育課

第6章 地域における子育て支援の推進

第1節 多様なニーズに対応する保育サービスの充実

1 現状と課題

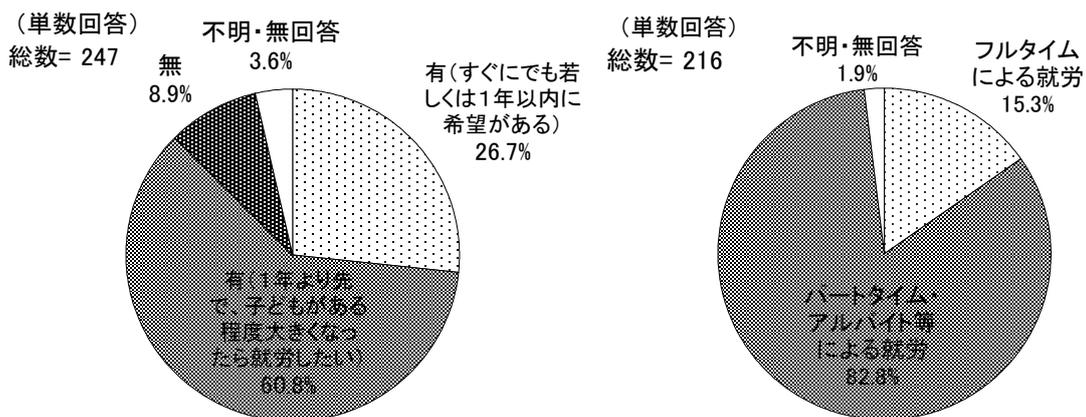
本町では、認可保育園の新設や既設保育園定員の弾力的運用等により保育受入れ枠の確保に努め、前期計画期間の待機児童は各年度とも4月1日時点においてゼロとなっています。また、近年では保育におけるニーズが多様化しており、延長保育や一時預かり、休日保育など多様な保育サービスの拡充が求められています。本町では、前期計画期間において、延長保育の実施園を1か所増やしたほか、一時預かりについても1か所、休日保育については2か所増やすなど、利用者のニーズへの対応に努めています。このほか、子どもを預けたい方と子どもを預かる方のネットワークをつくり、保護者等の急用や病気、残業、休日出勤など、困ったときに地域で子育てを助け合うファミリーサポートセンターを平成19年度より開設しています。本事業の周知は着実に進み、保育園や幼稚園への送迎、学童保育の迎えなど利用件数も増加しています。

本計画策定にあたって実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査において、現在就労していない母親に就労希望を尋ねたところ、9割近くの方に就労希望があることがわかりました。保育サービスを必要とする方のニーズに対応するため、各サービスの一層の充実が求められます。

また、学童保育については、前期計画期間において2か所新設し、受入れ枠を拡大しました。今後も学童保育の充実に努める必要があります。

【左図：就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者対象）】

右図：就労していない母親の希望する就労形態（就学前児童保護者対象）】



2 施策の方向

(1) 保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当部署												
① 通常保育事業	<p>平成 21 年 4 月 1 日現在、本町における認可保育園の定員数は 700 人であり、弾力的な運用により待機児童はいません。</p> <p>今後も増大する保育ニーズへの対応を目指します。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1" data-bbox="564 768 1069 1061"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (H21.4.1 現在実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数 (定員)</td> <td>700 人</td> <td>820 人</td> </tr> <tr> <td>児童数 (就園)</td> <td>716 人</td> <td>816 人</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>9 か所</td> <td>10 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (H21.4.1 現在実績)	平成 26 年度 (目標)	児童数 (定員)	700 人	820 人	児童数 (就園)	716 人	816 人	箇所数	9 か所	10 か所	健康福祉課
	平成 21 年度 (H21.4.1 現在実績)	平成 26 年度 (目標)												
児童数 (定員)	700 人	820 人												
児童数 (就園)	716 人	816 人												
箇所数	9 か所	10 か所												
② 延長保育事業	<p>通常保育の前後に保育する延長保育は、平成 21 年 4 月 1 日現在、6 か所の保育園で実施しています。</p> <p>今後、働く女性の増加や就労形態の多様化等による、延長保育のニーズの増加に対応するため、実施する施設数、定員、時間の拡充を目指します。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1" data-bbox="564 1534 1069 1747"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用児童数</td> <td>302 人</td> <td>333 人</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>6 か所</td> <td>7 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	利用児童数	302 人	333 人	箇所数	6 か所	7 か所	健康福祉課			
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)												
利用児童数	302 人	333 人												
箇所数	6 か所	7 か所												
③ 休日保育事業	<p>日曜・祝祭日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合、休日の保育を行います。引き続き、民間保育園で実施します。</p>	健康福祉課												

事業名	事業内容	担当部署												
④ 障がい児保育事業	<p>現在、すべての保育園で障がい児の受入れを行っています。障がいのあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなくサービスを受けられるよう、今後も同様の体制で実施します。</p>	健康福祉課												
⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育）	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、遊び場や居場所等を提供し、児童の健全な育成を図ります。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1" data-bbox="568 745 1070 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>285 人</td> <td>350 人</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>6 か所</td> <td>8 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	児童数	285 人	350 人	箇所数	6 か所	8 か所	健康福祉課			
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)												
児童数	285 人	350 人												
箇所数	6 か所	8 か所												
⑥ 病児・病後児保育事業	<p>保護者が、勤務の都合上やむを得ない事情により、病気の回復期にある児童を保育園等に預けなければならない場合、保育園等での集団保育が困難な期間、一時的に児童を受け入れて保育します。</p> <p>また、保育園において体調不良となった児童を一時的に保育します。</p> <p>【目標事業量（病後児対応型）】</p> <table border="1" data-bbox="568 1435 1070 1565"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>0 か所</td> <td>1 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【目標事業量（体調不良児型）】</p> <table border="1" data-bbox="568 1662 1070 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>2 か所</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	箇所数	0 か所	1 か所		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	箇所数	2 か所	2 か所	健康福祉課
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)												
箇所数	0 か所	1 か所												
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)												
箇所数	2 か所	2 か所												

事業名	事業内容	担当部署						
⑦ 一時預かり事業	<p>居宅で保育している家庭の育児疲れの解消、急病や不規則あるいは短時間勤務等で一時的な保育が必要な場合、保育園において一時的に保育を行います。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1" data-bbox="564 600 1070 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>4 か所</td> <td>5 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	箇所数	4 か所	5 か所	健康福祉課
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)						
箇所数	4 か所	5 か所						
⑧ 特定保育事業	<p>保護者の就労形態の多様化に対応し、その児童が保育に欠けると認められる場合に週2、3日程度、または午前あるいは午後のみなど、必要な日時に保育を行います。</p> <p>【目標事業量】</p> <table border="1" data-bbox="564 1032 1070 1162"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 26 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>0 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	箇所数	0 か所	4 か所	健康福祉課
	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)						
箇所数	0 か所	4 か所						
⑨ 民間保育園施設整備補助事業	<p>壬生町保育整備計画に基づいて、民間保育園に対して施設整備を助成し、待機児童の解消や延長保育、休日保育等多様化する保育ニーズへの対応に努めます。</p>	健康福祉課						
⑩ 広域保育委託・受託事業	<p>町外にある保育園に入園（委託）させたり、町外の児童を受入（受託）したりすることにより、保育園利用者の利便を図っています。</p>	健康福祉課						
⑪ 幼稚園預かり保育事業	<p>通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に行われる幼稚園の預かり保育を利用する園児は年々増加しています。今後も預かり保育に対するニーズは高まると予想されており、当事業の情報を提供していきます。</p>	学校教育課						
⑫ 町立保育園の施設整備（統廃合）事業	<p>町立保育園、民間保育園、認可外保育施設、私立幼稚園のあり方を探りながら、町立保育園の目指すべき方向について検討し、統廃合を進めていきます。</p>	健康福祉課						

(2) 居宅における児童の養育の支援

事業名	事業内容	担当部署
① ファミリーサポートセンターの支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が登録し、相互に援助しあう活動を支援します。	健康福祉課

(3) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 保育園保育料免除事業	同じ保育園に兄弟を通園させている場合、1人分の保育料が半額免除となります。また、第3子以降の子ども保育料については同時入園にかかわらず全額免除し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
② 幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に就園させている世帯に対して、保育料等をその負担能力に応じて助成することにより、経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。	学校教育課
③ 幼稚園すこやか子育て支援事業	第3子以降の子どもを幼稚園に通園させている場合、保育料を全額助成します。また、2人以上同時に就園している場合、第2子の保育料を2分の1助成します。	学校教育課
④ 就学援助事業	経済的に困窮している小中学生がいる世帯へ経済的な援助をします。	学校教育課

第2節 親子の居場所づくりの推進

1 現状と課題

壬生町には、総合公園などの大規模な公園や小中規模の公園が多数あります。この恵まれた環境を安らぎの場・憩いの場、交流の場、あそびや運動の場等として活用し、また、身近な場所での居場所づくりに活用して、親の気分転換や子どもの健全育成等を図ることが課題となっています。

2 施策の方向

(1) 公園整備事業の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 公園整備事業	総合公園の駐車場の整備など大型公園については利用者の利便性を確保します。 また、小中規模の公園については、老朽化している施設や遊具などを計画的に点検・整備・改修し、使いやすく安全な公園の整備を図ります。	都市計画課

(2) 児童館事業の推進

事業名	事業内容	担当部署
① 児童館事業 (再掲)	なかよしルーム、ミッキータイム、小学生教室、プチ工作、世代間交流等を通じて児童館の機能・内容の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。	健康福祉課

第3節 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

1 現状と課題

子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、身近で気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供が重要となります。

本町では、保育園や子育て支援センター等で子育てに関する相談に応じているほか、生涯学習館内の教育相談室において、電話や面接による教育相談を実施しています。また、適応指導教室「ひばり」では不登校の子どもに対し、一人一人が自分にあった活動ができるよう援助しながら自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための支援を行っています。

交流、情報交換の場としては、子育て支援センターにおいて、乳児を対象としたベビーマッサージや1歳の子どもと保護者を対象とした「タッチエンジェル」、就学前の子どもと保護者を対象とした「にっこりタイム」「チャピールーム」等を開催しているほか、生涯学習館においても子育てサロンや育児相談等を実施しています。

また、各種サービス等子育て支援に関する情報については、必要としている保護者等に的確に届くよう子育てマップを作成、配布するとともに、広報やホームページ等においても情報を掲載しています。

今後も子育てに関する相談や交流の場の提供を通して子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

2 施策の方向

(1) 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

事業名	事業内容	担当部署
① 地域子育て支援センター事業	子育てに悩む保護者が増加する中、未就学児とその保護者を対象に、子育てに対する相談や遊び・仲間づくりの場を提供します。また、町の子育てに関する情報の発信拠点としてタイムリーな子育て情報を提供します。	健康福祉課
② 教育相談・情報提供事業 (子育て支援事業)	幼稚園において、子育て相談を行っています。今後も、継続して実施し、保護者の子育ての悩みの解消を図っていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
③ 教育相談員配置事業	適応指導教室「ひばり」に教育相談員を配置し、相談体制を充実させることで、子どもの不登校の未然防止に努めるとともに、不登校の子どもに対しては、学校生活への適応を図るための支援を行うなど、きめ細かな支援を行い学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみの環境整備を図ります。	学校教育課
④ 子育てマップの作成	出産、母子保健、子育て、教育等の情報はもとより、民間や地域の情報等を網羅した子育てマップを作成し、ホームページに掲載するなど、子育てに関する総合的な情報を提供します。	健康福祉課
⑤ インターネット活用事業	町のホームページにおいて、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。	企画財政課 健康福祉課
⑥ 広報紙発行事業	町の広報紙において、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。	企画財政課
⑦ 家庭教育オピニオンリーダー子育て支援	子育てや家庭教育に関する様々な問題とその在り方を学ぶため、乳幼児・小学生、その親を対象に、生涯学習館等を拠点に講座・子育てサロン・育児相談・読み聞かせなどの活動を展開し、子育てや家庭教育に悩む親たちの心の支えとなります。	生涯学習課

第4節 子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成

1 現状と課題

子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域の協力が不可欠です。

本町では社会福祉協議会との連携のもと、子育てに関する住民活動の推進やボランティアの育成に努めています。また、児童館を利用している子どもの保護者や地域ボランティアに関心のある方で組織する母親クラブが行っている児童館や地域でのボランティア活動を支援するなど、活動の場や団体同士の情報交換の場を提供しています。

今後も関係機関、関係団体相互の連携強化に努めるとともに、子育てに関わる住民活動の奨励やボランティアの育成、また、情報や活動の場の提供等を通じて支援していくことが求められます。

2 施策の方向

(1) 子育て支援ネットワークの整備

事業名	事業内容	担当部署
① 保育園、幼稚園、学校等との連携	保育園・幼稚園・学校等による情報の共有化や相互交流等の場を設け、児童虐待等の早期発見や特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課 健康福祉課

(2) 子育て支援団体の育成

事業名	事業内容	担当部署
① 子ども会育成会連絡協議会事業	町内の子ども会育成会の相互の連携を図り、町の子ども会がともに健全な活動ができるよう支援します。	生涯学習課
② 講座における臨時託児支援	生涯学習館主催の講座等において、子育て応援スタッフによる臨時託児所を開設し、子育て世代の社会参加を支援します。	生涯学習課
③ 地域組織活動育成費補助事業	子育てにかかる活動をしている地域組織・団体（母親クラブ等）に助成を行い、その活動を支援します。	健康福祉課
④ ボランティアセンター活動助成事業	子育てや障がい者（児）に対する住民のボランティア活動を支援するため、ボランティアセンター活動費として町社協へ助成を行い、地域福祉活動の充実強化を図ります。	健康福祉課

資 料

1 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

〔平成16年 9月16日〕
〔要綱第82号〕

改正 平成19年 3月26日

(目的)

第1条 次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、子育て支援施策の基本的な事項を検討するため、壬生町次世代育成支援対策行動計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、行動計画に関し審議を行い、計画原案を作成する。

(組織)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成し、委員は町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が任期中に退任した場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会)

第7条 協議会の所掌事務を補佐するため、協議会に策定部会を置く。

2 策定部会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 策定部会の部会長は、民生部健康福祉課長の職にある者をもって充てる。

4 策定部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

制定文 抄

平成16年9月16日から適用する。

改正文 (平成19年3月26日告示第49号) 抄

平成19年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

壬生町次世代育成支援対策行動計画策定協議会委員

	所 属 名	職 名
1	壬生町医師会	会 長
2	壬生町議会教育民生常任委員会	委員長
3	壬生町民生委員協議会	会 長
4	壬生町小中学校長会	会 長
5	壬生町PTA連合会	会 長
6	壬生町幼稚園連合会	会 長
7	壬生町幼稚園PTA連合会代表	幼稚園PTA会長
8	壬生町民間保育園代表	壬生寺保育園長
9	壬生町保育園保護者会連合会	会 長
10	壬生町母親クラブ	会 長
11	栃木県県南健康福祉センター	次 長
12	栃木県県南児童相談所	所 長
13	壬生町	副町長
14	壬生町	教育次長
15	壬生町	民生部長

別表2（第7条関係）

壬生町次世代育成支援対策行動計画策定部会委員

1	健康福祉課長
2	総務課庶務人事係長
3	企画財政課企画調整係長
4	健康福祉課健康増進係長
5	商工観光課商業観光係長
6	都市計画課都市計画係長
7	学校教育課庶務係長
8	生涯学習課社会教育係長
9	健康福祉課社会福祉係長
10	健康福祉課児童福祉係員
11	とおりまち保育園長
12	児童館長
13	ドリームキッズ園長
14	子育て支援センター所長

2 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

	所 属 名	職 名	氏 名
1	壬生町医師会	会長	安楽 之孝
2	壬生町議会教育民生常任委員会	委員長	○楡井 聰
3	壬生町民生委員協議会	会長	中村 安宏
4	壬生町小中学校長会	会長	北見 修
5	壬生町PTA連合会	会長	田村 正敏
6	壬生町幼稚園連合会	会長	大久保 信男
7	壬生町幼稚園PTA連合会代表	幼稚園PTA会長	川田 恵一
8	壬生町民間保育園代表	壬生寺保育園長	渡邊 光喜
9	壬生町保育園保護者会連合会	会長	山田 有宏
10	壬生町母親クラブ	会長	小牧 敦子
11	栃木県県南健康福祉センター	次長	金子 一美
12	栃木県県南児童相談所	所長	五十畑 孝之
13	壬生町	副町長	◎神永 榮
14	壬生町	教育次長	田中 正雄
15	壬生町	民生部長	須釜 修一

◎：会長 ○副会長

3 壬生町次世代育成支援行動計画策定部会委員名簿

	所属 及び 職名	氏 名
1	健康福祉課長	小平 政美
2	総務課消防交通係長	越路 正一
3	企画財政課企画調整係長	中川 正人
4	健康福祉課健康増進係長	岩崎 賢治
5	商工観光課商業観光係長	大橋 正典
6	都市計画課公園緑地係長	梁島 紀夫
7	学校教育課庶務係長	生澤 昇
8	生涯学習課社会教育係長	玉田 英二
9	健康福祉課社会福祉係長	戸崎 益義
10	とおりまち保育園長	岡田 基子
11	児童館長	佐藤 啓子
12	ドリームキッズ園長	半田 律子
13	子育て支援センター所長	渡辺 初枝

4 計画策定の経緯

実施年月日	会議名等	協議内容等
(平成21年) 1月15日～ 1月30日	次世代育成支援に関する ニーズ調査の実施	調査対象 ・就学前児童の保護者 ・小学校児童の保護者
10月14日	第1回壬生町次世代育成 支援行動計画策定協議会	・委嘱状交付 ・正・副会長の選出 ・次世代育成支援行動計画策定 について ・前期計画で策定した事業の進 捗状況について ・今後のスケジュールと進め方 について
10月27日	第1回壬生町次世代育成 支援行動計画策定部会	・策定部会の設置について ・次世代育成支援行動計画策定 の主旨について ・前期計画の評価について ・今後のスケジュールと進め方 について
11月17日	第2回壬生町次世代育成 支援行動計画策定部会	・次世代育成支援行動計画後期 計画の素案について ・新規事業について
11月24日	第2回壬生町次世代育成 支援行動計画策定協議会	・次世代育成支援行動計画後期 計画の素案について
12月15日	第3回壬生町次世代育成 支援行動計画策定部会	・次世代育成支援行動計画の素 案について
12月22日	第3回壬生町次世代育成 支援行動計画策定協議会	・次世代育成支援行動計画の素 案について
(平成22年) 1月8日～ 1月29日	パブリックコメントの実 施	・素案に対する意見の募集
2月4日	第4回壬生町次世代育成 支援行動計画策定部会	・次世代育成支援行動計画後期 計画の素案について ・協議会委員からの提案及び質 疑等について ・パブリックコメントについて
2月10日	第4回壬生町次世代育成 支援行動計画策定協議会	・次世代育成支援行動計画後期 計画の素案について ・協議会委員からの提案及び質 疑等について ・パブリックコメントについて

壬生町次世代育成支援行動計画
(後期行動計画)

平成 22 年 3 月 発行

編集・発行 壬生町民生部健康福祉課
〒321-0292
栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号
TEL 0282-81-1829